

# 真鶴町過疎地域持続的発展計画 (案)

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

神奈川県  
真鶴町



# 目次

第1	基本的な事項	1
1	真鶴町の概況	1
	(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
	(2) 過疎の状況	1
	(3) 社会経済発展の方向の概要	2
2	人口及び産業の推移と動向	3
	(1) 人口の推移	3
	(2) 人口の見通し	5
	(3) 産業の推移と動向	6
3	町行財政の状況	7
	(1) 行政の状況	7
	(2) 財政の状況	8
	(3) 主要公共施設等の状況	10
4	地域の持続的発展の基本方針	12
5	地域の持続的発展のための基本目標	16
6	計画の達成状況の評価に関する事項	16
7	計画期間	16
8	公共施設等総合管理計画との整合	16
第2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
	(1) 現況と問題点	17
	(2) その対策	18
	(3) 計画	19
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
第3	産業の振興	21
	(1) 現況と問題点	21
	(2) その対策	23
	(3) 計画	25
	(4) 産業振興促進事項	31
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
第4	地域における情報化	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	32
	(3) 計画	33
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
第5	交通施設の整備、交通手段の確保	35
	(1) 現況と問題点	35
	(2) その対策	36
	(3) 計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38

第6	生活環境の整備	39
	(1) 現況と問題点	39
	(2) その対策	42
	(3) 計画	44
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	52
	(1) 現況と問題点	52
	(2) その対策	53
	(3) 計画	55
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
第8	医療の確保	63
	(1) 現況と問題点	63
	(2) その対策	64
	(3) 計画	65
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	66
第9	教育の振興	67
	(1) 現況と問題点	67
	(2) その対策	68
	(3) 計画	69
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	78
第10	集落の整備	79
	(1) 現況と問題点	79
	(2) その対策	79
	(3) 計画	80
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	81
第11	地域文化の振興等	82
	(1) 現況と問題点	82
	(2) その対策	82
	(3) 計画	82
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	83
第12	再生可能エネルギーの利用の推進	84
	(1) 現況と問題点	84
	(2) その対策	85
	(3) 計画	86
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	87
	(1) 現況と問題点	87
	(2) その対策	88
	(3) 計画	89
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	91
	事業計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）過疎地域自立促進特別事業分【再掲】	92

# 第1 基本的な事項

## 1 真鶴町の概況

### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

真鶴町は、神奈川県西部、箱根火山の南東に位置し、相模湾西端の小さな真鶴半島と、その北の海岸部、後背の山地からなり、北の小田原市と南の湯河原町に挟まれ、北西から南東に伸びた細長い形をしています。総面積は7.05km<sup>2</sup>（令和3(2021)年4月1日現在）で、真鶴半島は切り立った海岸を持つ溶岩台地です。先端は真鶴岬で、岬の先の海上に三ツ石を望み、神奈川県立真鶴半島自然公園に指定されています。町域は全般に起伏が多く平地は少なく、緩い傾斜面を持つ真鶴半島の付け根に市街地があり、その北西に真鶴駅、南東に真鶴港があります。市街地の北の山には採石場が多く、北部海岸沿いの丘陵は柑橘類の栽培が盛んです。真鶴町の北西部は、箱根火山の外輪まで続く山地の一部です。

北部の高地部分のほとんどは、森林に覆われており、約1km<sup>2</sup>は自然環境保全地域となっています。JR真鶴駅北側地区及び岩字馬場地区を中心に住宅が増加し、新興住宅地を形成しています。南部は相模湾に面しており、真鶴半島を形成し、美しい自然環境をつくり出しています。

### (2) 過疎の状況

真鶴町の人口は、戦後の昭和22(1947)年（第1次ベビーブーム）を機に急激な上昇を示していましたが、昭和29(1954)年から始まる高度経済成長期にさらに大きな上昇を形成しています。しかし、昭和45(1970)年頃にピークを構成し、その後やや減少に転じ、近年はその下降傾向が強まっています。

現在、65歳以上の高齢者人口の全体人口に占める割合が神奈川県内で上位にあり、人口減少及び少子高齢化対策は真鶴町の最重要課題となっています。

このため、人口減少により税収が減少していく中で、町民の生活を支える道路・上下水道のインフラ整備、高齢化の進展により重要性が増す医療・福祉施設の維持管理、地域経済の縮小による日常生活に必要なサービスや地場産業の維持等、あらゆる分野における総合的な対策が必要となっています。

### (3) 社会経済発展の方向の概要

近年の社会情勢は急速に変化しており、真鶴町においても人口減少、少子高齢化の進行、地域主権型社会への対応、さらには地域経済の低迷など多くの課題を抱えています。

このような状況の中、将来にわたって豊かな生活を実現し、次世代に誇れるまちづくりを進めるためには、時代の流れを見据えながら、真鶴町の持つ個性や特性を活かした長期的なまちづくりを推進することが必要です。

このため、真鶴町では第5次真鶴町総合計画で3つの基本理念を掲げ、町の将来像「幸せをつむぎ、ともに進むまち真鶴」に向かって夢と誇りを持てるまちづくりを目指し、町民と行政がともに歩んでいかなければなりません。

真鶴町過疎地域持続的発展計画の推進により石材業、漁業などの基幹産業と観光産業などを有機的に結び付け、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るとともに、生活環境や福祉、医療施策を総合的に推進し、住民福祉の向上など定住環境整備に努め、地域の持続的発展に引き続き最大の力を入れていく必要があります。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口の推移

真鶴町の人口は、昭和45(1970)年における国勢調査では10,284人、平成27(2015)年では7,333人となっており、人口推移は昭和45(1970)年頃をピークに減少が続いています。

各年齢階層別の動向では、0歳～14歳の年少人口は、昭和35(1960)年に2,839人であったものが、平成27(2015)年には573人と大幅に減少するとともに、15歳～64歳の生産年齢人口も昭和45(1970)年が7,019人、平成27(2015)年は3,919人と大幅に減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は昭和35(1960)年に509人であったものが、平成27(2015)年には2,840人となっており、平成27(2015)年度全国平均の高齢化率が26.6%であるのに対し38.7%と高く、真鶴町の人口構成の大きな部分を占めるに至っています。この昭和35(1960)年から平成27(2015)年の間に年少人口と高齢者人口が逆転をしていることが確認できます。

今後さらに、人口減少や少子高齢化の傾向は続くものと予測されることから、産業の振興はもとより、地域における働ける場所の確保及び教育や福祉等の充実により、安心して安全に暮らせるまちづくりを進め、人口流出を防ぐとともに、新たな定住者を確保していく必要があります。

表1 人口の推移

	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年		昭和55(1980)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,141人		10,258人	12.2%	10,284人	0.3%	9,999人	-2.8%	9,968人	-0.3%
0～14歳	2,839人		2,693人	-5.1%	2,504人	-7.0%	2,307人	-7.9%	2,055人	-10.9%
15～64歳	5,793人		6,959人	20.1%	7,019人	0.9%	6,775人	-3.5%	6,830人	0.8%
うち15～29歳(a)	2,371人		2,894人	22.1%	2,628人	-9.2%	2,273人	-13.5%	2,099人	-7.7%
65歳以上(b)	509人		606人	19.1%	761人	25.6%	917人	20.5%	1,083人	18.1%
(a)/総数 若年者比率	25.9%		28.2%	-	25.6%	-	22.7%	-	21.1%	-
(b)/総数 高齢者比率	5.6%		5.9%	-	7.4%	-	9.2%	-	10.9%	-

	昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年		平成12(2000)年		平成17(2005)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,834人	-1.3%	9,588人	-2.5%	9,606人	0.2%	9,075人	-5.5%	8,714人	-4.0%
0～14歳	1,787人	-13.0%	1,452人	-18.7%	1,319人	-9.2%	1,118人	-15.2%	923人	-17.4%
15～64歳	6,814人	-0.2%	6,679人	-2.0%	6,495人	-2.8%	5,882人	-9.4%	5,471人	-7.0%
うち15～29歳(a)	1,942人	-7.5%	1,874人	-3.5%	1,709人	-8.8%	1,436人	-16.0%	1,194人	-16.9%
65歳以上(b)	1,233人	13.9%	1,452人	17.8%	1,790人	23.3%	2,067人	15.5%	2,320人	12.2%
(a)/総数 若年者比率	19.7%	-	19.5%	-	17.8%	-	15.8%	-	13.7%	-
(b)/総数 高齢者比率	12.5%	-	15.1%	-	18.6%	-	22.8%	-	26.6%	-

	平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,212人	-5.8%	7,333人	-10.7%
0～14歳	733人	-20.6%	573人	-21.8%
15～64歳	4,782人	-12.6%	3,919人	-18.0%
うち15～29歳(a)	1,014人	-15.1%	774人	-23.7%
65歳以上(b)	2,697人	16.3%	2,840人	5.3%
(a)/総数 若年者比率	12.3%	-	10.6%	-
(b)/総数 高齢者比率	32.8%	-	38.7%	-

※平成2(1990)年以降は、総数に年齢不詳が含まれています。

(資料：国勢調査)

表2 人口の推移

	平成12(2000)年3月31日			平成17(2005)年3月31日			平成22(2010)年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	9,523人	100.0%		9,139人	100.0%	-4.0%	8,597人	100.0%	-5.9%
男 性	4,576人	48.1%		4,341人	47.5%	-5.1%	4,056人	47.2%	-6.6%
女 性	4,947人	51.9%		4,798人	52.5%	-3.0%	4,541人	52.8%	-5.4%
うち外国人男性	-人	-%		23人	36.5%	-%	28人	39.4%	21.7%
うち外国人女性	-人	-%		40人	63.5%	-%	43人	60.6%	7.5%

	平成27(2015)年3月31日			平成29(2017)年3月31日*			令和2(2020)年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	7,837人	100.0%	-8.8%	7,519人	100.0%	-4.1%	7,161人	100.0%	-4.8%
男 性	3,675人	46.9%	-9.4%	3,522人	46.8%	-4.2%	3,351人	46.8%	-4.9%
女 性	4,162人	53.1%	-8.3%	3,997人	53.2%	-4.0%	3,810人	53.2%	-4.7%
うち外国人男性	18人	34.6%	-35.7%	22人	40.0%	22.2%	23人	34.8%	4.5%
うち外国人女性	34人	65.4%	-20.9%	33人	60.0%	-2.9%	43人	65.2%	30.3%

	令和3(2021)年3月31日		
	実数	構成比	増減率
総 数	7,074人	100.0%	-1.2%
男 性	3,310人	46.8%	-1.2%
女 性	3,764人	53.2%	-1.2%
うち外国人男性	26人	37.1%	13.0%
うち外国人女性	44人	62.9%	2.3%

※平成29(2017)年4月1日、神奈川県内ではじめて真鶴町が過疎地域として指定されました。

(資料：住民基本台帳)

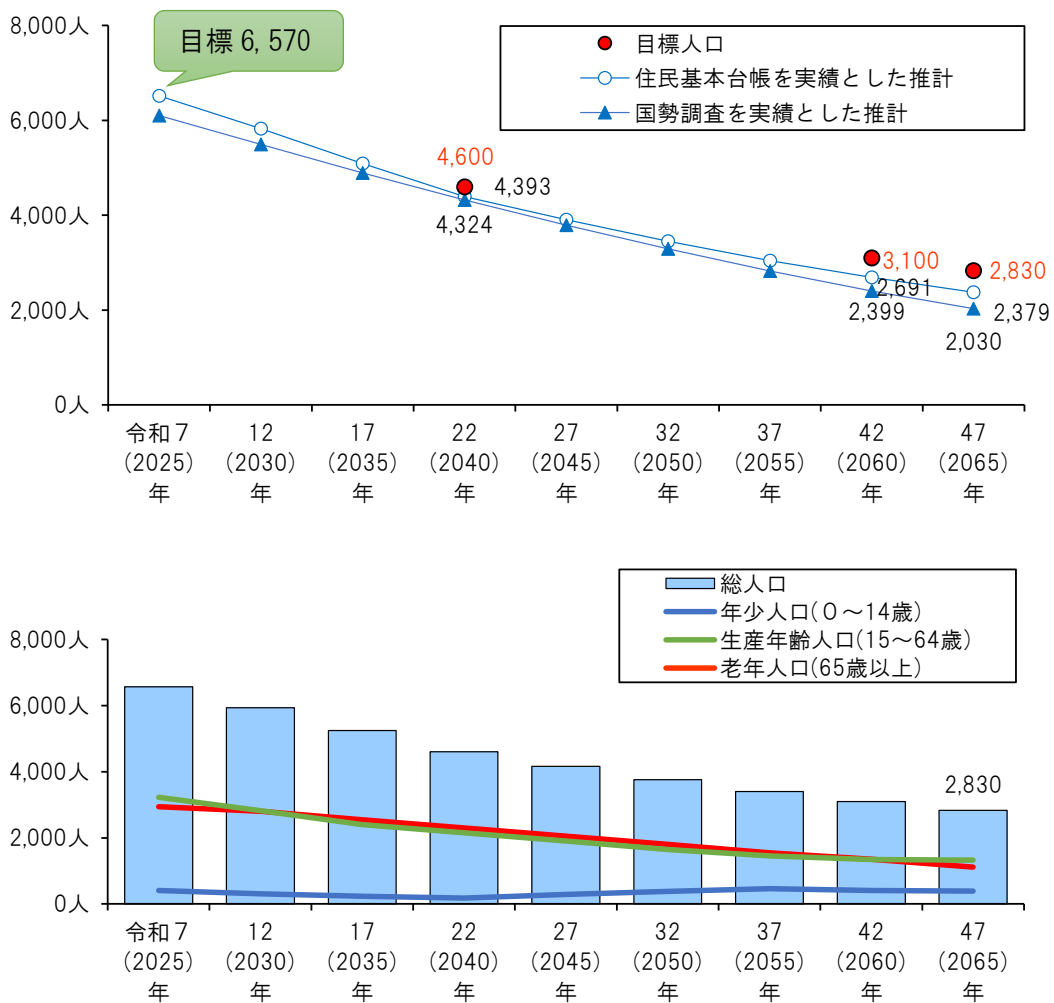


## (2) 人口の見通し

真鶴町の「人口ビジョン」では、政策効果をより直接的に把握できる住民基本台帳に基づく推計結果を基本とし、「第5次真鶴町総合計画」の将来フレームとも整合を図っています。

住民基本台帳に基づく推計では、令和22(2040)年に4,393人、令和42(2060)年に2,691人、令和47(2065)年に2,379人との推計結果が出ています。今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で進める取り組みなどを通じて、生産年齢人口を中心に、推計結果よりも毎年10人の人口減少を抑制していきます。抑制のターゲットは3～4人家族3～4世帯とし、これにより、令和22(2040)年に4,600人、令和42(2060)年に3,100人、令和47(2065)年に2,830人を目標人口としています。

図1 人口の見通し



(資料：第2期 真鶴町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略)

### (3) 産業の推移と動向

真鶴町においては、昭和35(1960)年頃をピークに、日当たりのよい斜面地を活用した柑橘類を中心とした農業、相模湾の豊富な漁場による漁業といった第一次産業が盛んでした。しかしながら、産業構造の変化や従事者の高齢化等の原因により就業者の減少が進み、現在ではピーク時の5分の1以下にまで減少しています。また、本小松石の採掘を中心とした採石業などの第二次産業も昭和45(1970)年をピークに就業者の減少が進んでいます。

一方で、第三次産業については、近隣都市や首都圏へのアクセスも良好なため、昭和35(1960)年から平成7(1995)年にかけて就業者数が増加しました。平成7(1995)年以降の就業者数は真鶴町の人口減に伴う形で減少していますが、第一次、第二次産業との就業人口比率では増加を続けています。

こうした中、農業や水産業、石材業などの既存産業を活性化させるべく、岩ガキの養殖や本小松石を使用した新商品開発などに取り組んでいる他、サテライトオフィスの誘致やシェアリングエコノミーなどに取り組み、新しい仕事の創出にも取り組んでいます。都心から近い立地特性を活かし、今後さらに関係人口の創出や転職をしなくてもできる移住の促進などに取り組んでいきます。

表3 産業別人口の動向

	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年		昭和55(1980)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,531人		4,924人	39.5%	4,675人	-5.1%	4,654人	-0.4%	4,848人	4.2%
第一次産業比率	16.2%		10.0%	-	8.3%	-	6.4%	-	5.0%	-
第二次産業比率	36.5%		35.8%	-	36.3%	-	32.5%	-	32.3%	-
第三次産業比率	47.3%		54.2%	-	55.4%	-	61.1%	-	62.7%	-

	昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年		平成12(2000)年		平成17(2005)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,919人	1.5%	5,043人	2.5%	5,066人	0.5%	4,581人	-9.6%	4,339人	-5.3%
第一次産業比率	3.6%	-	3.1%	-	3.4%	-	2.1%	-	2.7%	-
第二次産業比率	34.0%	-	30.8%	-	29.0%	-	27.5%	-	22.7%	-
第三次産業比率	62.4%	-	66.0%	-	67.6%	-	70.4%	-	74.6%	-

	平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,921人	-9.6%	3,424人	-12.7%
第一次産業比率	3.1%	-	2.9%	-
第二次産業比率	22.1%	-	21.0%	-
第三次産業比率	74.7%	-	76.0%	-

(資料：国勢調査)

### 3 町行財政の状況

#### (1) 行政の状況

真鶴町は、昭和31(1956)年9月30日、町村合併促進法により、旧真鶴町、旧岩村が合併し、現在に至っています。

1980年代後半のリゾートマンション開発から町を守るため「真鶴町まちづくり条例・美の基準」を制定し、真鶴町独自の景観づくりを大切にしてきました。

行政運営としては、令和2(2020)年度に策定した「第5次真鶴町総合計画」を基盤とし、人口減少に対して先導的に実施する地方創生事業を「第2期真鶴町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」に位置付けて展開し、一体的に取り組んでいます。「総合計画」の実施計画にすべての事業を位置付け、予算とも連動させた形としているところが特徴です。また「総合計画」の目標指標と「総合戦略」の重要業績評価指標(KPI)を連動させており、PDCAサイクルがより機能する仕組みを取り入れ、行政運営を展開しています。

行政機構としては、少人数の職員で行政サービスに支障をきたすことのないよう、11課、1局でコンパクトな町に相応しい行政組織づくりを進めています。令和3(2021)年4月1日現在の職員総数は98人で、平成9(1997)年度の136人をピークに約28%の減となっています。

広域行政については、町民の日常社会生活圏の拡大や行政事務の効率化に対応するため、昭和40(1965)年度に湯河原町真鶴町広域行政推進協議会を設立し、現在は、し尿処理事業、火葬場事業、消防・救急事業、下水道事業、水路改修事業、ごみ処理事業、共有土地管理事業など事務の共同処理を行っています。

また、県西地区1市3町(小田原市・箱根町・湯河原町・真鶴町)で行う障害支援区分認定審査会、県単位の一部事務組合等で行う神奈川県市町村職員退職手当組合、神奈川県後期高齢者医療広域連合、神奈川県町村情報システム共同事業組合などへの加入や公平委員会事務、行政不服審査会事務を神奈川県へ委託し、町民サービスの向上、事務の効率化を図っています。

真鶴町においては、平成17(2005)年度に湯河原町との合併協議に臨みましたが合併には至りませんでした。そのような状況を踏まえ、今後も地方分権が進展する中においては、県西地域の構成市町の一員として、共同処理体制の強化を進め、効率的・効果的な広域行政を展開します。

## (2) 財政の状況

令和元(2019)年度における普通会計決算の状況については、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、21億4,676万7千円です。

財政に関する主要指標のひとつ、経常収支比率は94.4%であり、財政の硬直化が進んでおり、実質公債費比率も11.1%となっています。

また、地方債残高と債務負担行為支出予定額の標準財政規模に対する割合である将来負担比率は、152.2%となっています。

一方、積立金の現在高は3億6,813万5千円であり、このうち財政調整基金の残高は2億9,000万円で、積立金残高の標準財政規模に対する割合は17.1%となっています。

歳入については、地方税、地方交付税の占める割合が高く、これらで歳入全体の50.9%となっています。近年では地方税(22.2%)が減少してきており、地方交付税(28.7%)構成比が逆転しています。

歳出については、性質別で人件費、扶助費、公債費の義務的経費で35.9%を占めており、これに物件費、維持補修費、補助費等経費を加えた経常的経費では67.5%であり、投資的経費は18.5%となっています。

今後の財政運営にあたっては、町税収入が慢性的な低下基調にある上、高齢化の進展による社会保障費の増大など、義務的経費の増大に加え、老朽化した公共施設の改修など投資的経費についても大きな財政負担となり厳しい財政運営が見込まれています。

このような中で、「第5次真鶴町総合計画」に基づく、真鶴町の将来を創造するための中・長期的な取り組みを着実に実施するために、安定した財政基盤の確立、効率的な財政運営に取り組むものとします。

表4 財政の状況

(単位：千円)

	平成12 (2000)年度	平成17 (2005)年度	平成22 (2010)年度	平成27 (2015)年度	令和元 (2019)年度
歳入総額 <b>A</b>	3,755,865	3,630,851	3,304,407	3,450,631	4,077,414
經常一般財源等	2,353,398	1,830,838	1,889,206	2,132,586	2,095,956
国庫支出金	94,047	281,084	245,398	297,770	264,044
都道府県支出金	191,065	195,206	255,487	264,726	335,935
地方債	111,700	527,500	356,228	230,713	547,254
うち過疎債	-	-	-	-	304,400
その他	1,005,655	796,223	558,088	524,836	834,225
歳出総額 <b>B</b>	3,533,365	3,482,175	3,238,203	3,178,660	3,904,277
義務的経費	1,245,009	1,221,295	1,431,253	1,351,398	1,398,956
投資的経費	783,206	567,212	146,499	212,416	722,585
うち普通建設事業	783,206	567,212	146,499	212,416	705,825
その他	1,505,150	1,693,668	1,660,451	1,614,846	1,782,736
※過疎対策事業費	-	-	-	-	538,126
歳入歳出差引額 <b>C (A-B)</b>	222,500	148,676	66,204	271,971	173,137
翌年度へ繰越すべき財源 <b>D</b>	0	1,424	3,695	10,418	2
実質収支 <b>C-D</b>	222,500	147,252	62,509	261,553	173,135
財政力指数	0.56	0.63	0.59	0.50	0.47
公債費負担比率	5.3	8.0	12.4	9.9	11.8
実質公債費比率	-	7.9	12.7	9.8	11.1
起債制限比率	4.9	6.0	-	-	-
經常収支比率	78.8	87.0	86.8	83.9	94.4
将来負担比率	-	-	156.4	148.6	152.2
地方債現在高	1,268,480	2,738,454	3,043,739	2,919,460	3,480,782

※過疎対策事業費は特出しして掲載していますが、義務的経費や投資的経費に含まれるものです。

(資料：地方財政状況調査等)

### (3) 主要公共施設等の状況

真鶴町の建築物系公共施設は45施設、68棟、総延床面積41,147㎡です。用途に応じた施設分類別に延床面積の内訳をみると、「学校教育系施設」が全体の29.8%と最も大きな割合を占め、次いで「その他」「産業系施設」の順に大きくなっています。

表5 公共施設等の状況

分類		施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積	
大分類	中分類			(㎡)	(%)
行政系施設	庁舎等	1	2	1,726	4.2
	消防	5	7	886	2.2
学校教育系施設	学校	2	8	12,253	29.8
文化系施設	文化	5	5	3,229	7.8
社会教育系施設	図書館・その他	1	2	2,242	5.4
	博物館等	3	4	2,164	5.3
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ	1	1	1,500	3.6
産業系施設	観光	4	8	3,913	9.5
子育て支援施設	幼稚園・保育所	1	1	1,037	2.5
保健・福祉施設	高齢福祉	4	5	1,188	2.9
	障害福祉	1	1	60	0.1
	医療	1	1	1,563	3.8
公営住宅	公営住宅	5	7	1,987	4.8
公園	公園	2	5	722	1.8
供給処理施設	供給処理	1	1	597	1.5
環境衛生施設	火葬場	1	1	1,176	2.9
その他	貸付	4	6	4,393	10.7
	その他	3	3	511	1.2
合 計		45	68	41,147	100.0

(資料：真鶴町公共施設等総合管理計画 令和2(2020)年3月一部改訂)

表6 主要公共施設等の状況

	昭和45 (1970) 年度末	昭和55 (1980) 年度末	平成2 (1990) 年度末	平成12 (2000) 年度末	平成22 (2010) 年度末	平成27 (2015) 年度末	令和元 (2019) 年度末
町道							
改良率(%)	-	17.8	24.7	28.9	30.3	30.7	30.7
舗装率(%)	-	26.3	67.2	71.4	72.9	72.9	72.9
農道							
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	-	67.5	105.2	143.8	143.8	162.9
林道							
延長(m)	-	-	-	-	-	-	-
水道							
水道普及率(%)	-	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率(%)	-	66.2	91.0	91.0	96.2	97.0	97.2
医療							
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	1.8	1.9	1.9	1.6	0.0	0.0	0.0

(資料：公共施設状況調査等)

## 4 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域では、著しい人口減少や少子高齢化への対応、町民の安全・安心な暮らしの確保、長引く景気低迷の影響を受ける地域産業の活性化、財政基盤のさらなる強化など、地域の自立に向けた積極的な対応が求められており、それらを取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

真鶴町においても同様な課題を抱える中で、これまで、総合的・計画的にまちづくりを進めるための基本的な指針である「総合計画」を策定し、長期展望に立ったまちづくりに取り組んできました。

真鶴町は、平成29(2017)年4月1日に過疎地域として初めて指定されたことを受け、「真鶴町過疎地域自立促進計画」を策定して、人口減少の抑制や地域の活性化に努めてきました。今後は、令和2(2020)年度に策定した「第5次真鶴町総合計画」及び「第2期真鶴町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」を軸とし、持続的発展に向けて過疎地域からの脱却を目指します。

そのため、真鶴町の「人口ビジョン」で設定した目標人口を目指し、「第5次真鶴町総合計画」等に掲げるまちづくりの基本理念・将来像・重点プロジェクトを本計画の基本方針に位置付け、過疎地域の厳しい現状と時代の潮流の変化を的確に捉えながら、各種施策を推進します。



●第2期真鶴町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略 体系図

基本目標	施策の基本的方向	具体的な施策
基本目標1 仕事をつくり、安心して働くことができるようにする	(1) 既存産業の活性化	①農業・水産業・石材業の振興
		②新商品の開発支援
		③ブランディングの推進
		④商工業の振興
	(2) 新しい仕事の創出	①サテライトオフィスの推進
		②起業・創業の支援
		③新しい働き方の開拓
		④商工業の振興
基本目標2 新しい人の流れをつくる	(1) 新たな人の流れの創出	①移住・定住の促進
		②関係人口の創出
	(2) 真鶴の魅力向上	①観光施設等の整備
		②町内美化の推進
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	(1) 若い世代への支援	①公園や空き地の利活用
		②子ども・子育て支援の推進
		③青少年の健全育成の推進
	(2) 真鶴らしい教育の推進	①魅力ある学校教育の推進
		②自然や文化と親しむ教育の推進
基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	(1) 時代に合った地域づくり	①公共交通の充実
		②地域生活サービスの充実
		③消防防災体制の強化
	(2) 連携による地域づくり	①広域による連携
		②自治会等との連携

## 〇にぎわいづくりプロジェクト \_\_\_\_\_ 『自立』

町のにぎわいは、すべての人に活力を与えてくれます。しかし、空き家や空き店舗が目立ちはじめ、町民の日常生活に支障をきたすことが懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で人の移動が減少しており、あらゆる産業に大きなダメージを与えています。いつまでも真鶴らしくあるためには、自立していくことが必要です。こうしたことから、にぎわいづくりに重点を置いて以下の取り組みを進めます。

にぎわいづくり

- ① 産業間の連携により、各種イベントを開催します
- ② 観光資源の磨き上げ、特産品や逸品の開発などにより、観光客の誘客を進めます
- ③ 町外からの移住者を温かく迎え入れ、定住者を増やします
- ④ 空き家や空き店舗を活用し、多様な生き方・働き方を支援します
- ⑤ 情報通信技術を活用するなど、柔軟な発想で新たなにぎわいを創ります

## 〇人づくりプロジェクト \_\_\_\_\_ 『活躍』

人口が減少していく真鶴町にとって、未来の真鶴を担う子どもや若者は町の宝です。また、高齢化が今後も続くと予想されることから、いつまでも健康で、地域で活躍される高齢者が増えることも期待されます。こうしたことから、人づくりに重点を置いて以下の取り組みを進めます。

人づくり

- ⑥ まなづる協力隊「まなサポ」をはじめ、高齢者が活躍できる機会を増やします
- ⑦ これからの未来に必要な外国語、ICTを活用した教育に力を入れます
- ⑧ 幼（保）小中が連携した教育を進めます
- ⑨ 子どもたちが地域で愛されて育つよう地域ぐるみの子育てを支援します
- ⑩ 多世代が集い、それぞれの能力を発揮できる交流の場を作ります
- ⑪ 町民参加による、できたらいいな、を形にする取り組みを進めます

## ○安全・安心プロジェクト \_\_\_\_\_ 『防災』

これまでにない気候変動により、全国各地で災害が発生しています。この半世紀に大きな災害が発生していない真鶴町ですが、町民が安心感を持って安全に暮らせることが必要です。特に、海に面した真鶴町では、地震などによる津波への警戒が必要です。こうしたことから、安全・安心に重点を置いて以下の取り組みを進めます。

安全・安心



- ⑫ 有事に使える防災訓練を実施するなど、自助・共助・公助が融合した防災対策を進めます
- ⑬ 自治会などと協力して、誰一人取り残さない避難を目指します
- ⑭ 災害時に町民自ら行動することを支援する事業を進めます
- ⑮ 町民の協力により地域力を高め、施設整備や見守りにより町の安全を高めます
- ⑯ 自治体や民間と相互に災害時の応援が可能になる協定の締結を進めます

## ○地域づくりプロジェクト \_\_\_\_\_ 『持続』

真鶴らしい自然や風景を今後も引き継ぐだけでは、自立した真鶴町を実現し、持続させることはできません。人口減少対策、産業振興、観光振興、生活の利便性の向上を推進していく必要があり、時代の変化に即した、また、各年代層のニーズに対応できる事業を実施することが鍵となります。各年代層のニーズを調整し実現するには、地域のコミュニケーションが必要です。こうしたことから、地域づくりに重点を置いて以下の取り組みを進めます。

地域づくり



- ⑰ 地域づくりの拠点を整備します
- ⑱ 町民の外出をサポートするため公共交通を充実させます
- ⑲ 町民の声を聞く機会を増やすとともに、情報伝達手段の多様化に取り組みます
- ⑳ SDGsの事業の実践、普及に取り組み、SDGsの視点に立った持続性の高い地域づくりを進めます

こうした施策の実現にあたっては、行政だけでなく、町民、事業者等が一体となり、また、国等の支援策を最大限に活用しながら、公設民営方式の推進など他団体の成功事例やこれまでの真鶴町の取り組み事例を参考にしながら、住む人が満たされ、訪れる人が癒される魅力あるまちづくりを目指します。

## 5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画における基本目標は、以下の3点とします。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 人口目標     | 令和7(2025)年の総人口は、6,570人を目標とします。<br>※人口ビジョンにおける目標人口と整合を図った住民基本台帳人口です。 |
| 2 | 人口減少抑制目標 | 人口推計結果よりも毎年10人の人口減少を抑制します。  |
| 3 | 町民満足度    | 令和6(2024)年に実施する町民アンケートにおける『住みやすい』と感じる人の割合を80%とします。                  |

## 6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度役場内において評価を行うとともに、町民に状況報告と意見交換を行い、町ホームページにおいても公開することとします。

## 7 計画期間

本計画の期間は、令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とします。

## 8 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は、令和元(2019)年度に見直しを行った「真鶴町公共施設等総合管理計画」に基づき、令和2(2020)年度に策定した「真鶴町公共施設個別施設計画」及び「真鶴町学校施設個別施設(長寿命化)計画」との整合を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に進めていきます。

真鶴町の公共施設及びインフラ資産は老朽化が目立ち、多額のコストをかけてすべての維持管理、更新を行っていくことは非常に困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ公共施設については、人口動向や町民のニーズ、周辺施設及び類似施設の立地状況を考慮し、適正な規模・総量を検討するとともに、施設の集約化、複合化、統廃合を検討し、また、民間活力の導入による効果が期待できる施設はPPPやPFIの導入を検討し、効果的かつ適切な施設の運営または配置を推進していきます。

また、インフラ資産を含む公共施設全体について、予防保全型の維持管理や修繕を計画的に実施し長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## 第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住

人口の減少傾向が長期にわたる真鶴町では、移住・定住による転入者数の増加に向けた取り組みに注力してきました。この間、くらしかる真鶴を核とした試住体験、サテライトオフィスの誘致やシェアリングエコノミーによる「新しい働き方」や雇用の開拓、芸術家やクリエイターなど真鶴町に滞在制作する民間事業の誘致や芸術祭などの町民事業への支援を通じた関係人口づくりなどを実施してきたところです。

その結果、住民基本台帳人口では、社会動態が令和元(2019)年度は11年ぶりに「社会増」となり、令和2(2020)年度においても社会増を維持する等、その流れを継続・発展していくためにさらなる移住対策を推進するとともに、人口の転出を抑え、自然増を目指した「定住対策」へ注力することも併せて求められています。

#### ② 地域間交流・人材育成

真鶴町は、小田原市・箱根町・湯河原町という観光地に隣接した立地から観光が主な産業の1つで、観光資源としては、真鶴半島先端の魚付き保安林や海といった豊かな自然や、磯料理・海鮮料理といった海の幸などがあり、観光による地域間交流が主に展開されてきました。しかし、観光客入込客数は100万人を前後する横ばい状況が続いており、従来の観光のみに依存する交流から、新たな観光や観光以外の都市住民との交流といった「新たな人の流れ」の創出、そして、今後ますます増加が期待されるインバウンドに対応する環境整備を図ることが求められています。

一方、真鶴町には「真鶴町まちづくり条例・美の基準」に共感した全国からの視察来訪や若い世代の移住、豊かな自然環境や景観を求めた創作交流など、観光とは異なる資源による交流が生まれており、それらを活かすことも求められています。

また、地域間交流を促進する地域のイベントは、コロナ禍の影響もあり、中止や縮小を余儀なくされていますが、各種団体や関係者が連携したイベントを継続して実施していくことが必要です。近年では、朝市や芸術祭、起業チャレンジイベント等、町民事業による民間主導型の関係人口づくりが積み重ねられており、地場産業の1つである本小松石を活用した石まつりイベントも復活の機運にあり、若者を中心にした地域を盛り上げていく人材の育成が実を結びつつあります。民間主体による地域活性化や関係人口づくりの醸成に対しコロナ禍により縮小・停滞することなく、支援していく必要もあります。

## (2) その対策

### ① 移住・定住

これまでのくらしかる真鶴での試住体験をはじめ、サテライトオフィスの誘致とインフラ整備、シェアリングエコノミーのさらなる推進や発展とともに、空家バンクを新たに立ち上げ、空家の利活用を図ることで、既存事業（サテライトオフィス誘致等）の加速と、空家市場の活性化や新たな商売の創出による地域経済の活性化、そして移住者の増加を目指すとともに、定住対策として、子育て支援対策の充実や身近な公園づくりといった子育て世代を中心に安心して楽しく生活できる環境を創出します。

### ② 地域間交流・人材育成

貴船神社の船祭り（以下、「貴船まつり」という。）をはじめ、地域団体や産業団体などが連携して開催する地域のイベントを継続し、地域間交流を促進します。また、大学や民間企業などとも連携しながら、人材育成にも取り組んでいきます。

豊かな自然と懐かしさ溢れる生活風景といった魅力的な環境を活かした「文化・芸術・創作の町」、未病を癒す「健康の町」、フリーダイビング等のスポーツ交流、空家の利活用といった新たな魅力・資源を活用した都市住民との交流の開拓、インバウンドを含めた受け入れ体制の整備、前述した民間主導による関係人口づくりへの支援と共創に取り組んでいきます。

また、友好都市との交流、包括連携協定等による政策連携・交流、神奈川県との連携など他の自治体との連携に起因する事業の展開を検討していきます。

(3) 計画

●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

**持続的発展施策区分 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成**

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
ふるさと町民登録事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 平成21(2009)年3月より真鶴町の関係人口づくりを目指して事業開始。ふるさと町民登録者への町内協力店舗・公共施設の利用サービスや定期的な通信を通して、真鶴町と関わる機会の充実を図っていく。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町に興味を持ち関わりたい方々を発掘する制度であり、登録後のサービスを通して実際に真鶴町に関わる関係人口づくりに寄与するため必要である。</li> <li>●事業効果 移住者の創出だけでなく、町外から真鶴町の活性化に寄与できる人材の発掘とつながりが構築できる。</li> </ul>	町	
地方創生推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 人口減少に対して、移住・定住や産業振興、教育・子育て対策、安全・安心なまちづくり等の地方創生に係る政策を推進していく。</li> <li>●事業の必要性 人口減少に対する政策を国の支援の下、パッケージで実行できる柱となる事業であるため必要である。</li> <li>●事業効果 人口減少に対して、移住・定住、産業振興、教育・子育てや安全・安心なまちづくり等の環境が整備できる。</li> </ul>	町	
空家等対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 空き家の提供希望者と利活用希望者をつなげる仕組みとして空家バンク（仮称）等の事業を推進する。「特定空家」を含めた空家等の適切な管理や利活用を促進し、発生を抑制することで良好な生活環境の確保や地域の活性化を図る。</li> <li>●事業の必要性 空き家の解消と利活用による移住・産業振興等のため必要である。</li> <li>●事業効果 空き家等の解消による治安の改善や良好な住環境の整備、利活用による移住・定住や新しい商売の創出、関係人口の拠点等が整備される。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
サテライトオフィス推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 「新しい働き方」や「働き場」の開拓による、働く世代の移住を推進するため、サテライトオフィス誘致（企業誘致）とその受け皿となる人材育成としてシェアリングエコノミー（ワークシェアリング）、通信ネットワークや町内人材バンク等のインフラ整備を推進する。</li> <li>●事業の必要性 町内にない新しい仕事の開拓と人材発掘・育成を行うことができ、それによる新しい働き場を創出することで、働く世代の移住につなげることができるため必要である。</li> <li>●事業効果 新しい働き場の創出と、それに伴う働く世代の移住・定住を実現する。</li> </ul>	町	
移住定住推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 お試し移住体験施設「くらしかる真鶴」や創作拠点施設「真鶴テックラボ」を通じて町外からの移住者・起業者を増やす。</li> <li>●事業の必要性 他都市からの移住者定住者の増加が必要である。</li> <li>●事業効果 人口減少の抑制につながる。</li> </ul>	町	

#### ●目標値

	総合計画 （目標：令和6（2024）年度）	過疎計画 （目標：令和7（2025）年度）
くらしかる真鶴利用の移住者数	24人 ※過去4年の実績の10%の増加を見込み目標値として算出	30人 ※左記算出に基づき、年間6人の移住者で算出 令和3（2021）～7（2025）年度の5か年度で30人

	総合計画 （目標：令和6（2024）年度）	過疎計画 （目標：令和7（2025）年度）
空家等利活用	12件 ※空家バンク事業によるマッチング成立3件/年により算出	15件 ※左記算出に基づき3件追加

#### （4）公共施設等総合管理計画等との整合

##### （前期実施計画）

くらしかる真鶴の建替え・改修	今後も施設機能は維持するものの、耐震性や建物の老朽化の問題のため、建替えや大規模改修、既存住宅の活用等についても検討する。
----------------	---



## 第3 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 農業

真鶴町の農業は、傾斜地の樹園地における柑橘類が主となっており、耕作農地は昭和60(1985)年に約65haであったものが現在では約30haと半減し、それに伴い農家数も減少しています。原因としては、耕作が困難な急傾斜で狭小、不整形な農地や小規模面積の経営体が多いことや担い手の高齢化などが考えられます。

さらには、有害鳥獣による農作物被害が年々多く見受けられ、農業経営に悪影響を及ぼしています。

また、農道の機能を維持するため、管理の推進や不良箇所改修を実施する必要があります。

#### ② 林業

真鶴町は総面積の内、およそ半分の332haが地域森林計画対象民有林となっています。しかし、そのうち約100haは保安林に指定されていること、また、所有者や境界が不明確な森林も多くあることから、林業を推進しにくい環境で、真鶴町において林業を営んでいる者がいない状況です。

なお、保安林や水源林に関しては保全を行う必要があり、特に神奈川県立真鶴半島自然公園内のマツや照葉樹からなる森林（お林）は、神奈川県天然記念物に指定されているとともに、首都圏最大級の魚付き保安林として産業と大きく結びつき、真鶴町を象徴する地域資源となっています。既に松くい虫被害対策等の保全を実施していますが、被害の撲滅には至っておらず、さらに近年はナラ枯れ被害が新たに確認されたことから、保全対策を推進し、地域資源としての新しい価値を見出していく必要があります。

#### ③ 水産業

真鶴町は相模湾の西に位置し、岩漁港及び地方港湾である真鶴港を拠点とし、古くから定置網、刺網、すもぐり漁などを主体とした漁業が営まれています。しかし、近年は魚価の低迷、磯焼け等による漁場環境の悪化、燃油・漁業資材価格の高騰、就業者の高齢化及び後継者不足、漁業施設の老朽化など、漁業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。こうした中、岩ガキ養殖の事業化が進み、「鶴宝（かくほう）」と命名され、真鶴町の食のブランドとして、水産業はもちろんのこと町の活性化につながることを期待されています。

今後、水産物の供給と漁業者の経営基盤の安定を目的とした事業の推進、6次産業化による販路拡大により、町の基幹産業である漁業の活性化に努める必要があります。

#### ④ 商工業

町内の事業所は中小企業がほとんどで、人口減少やコロナ禍による収益の落ち込み、従業者の高齢化や後継者不足などにより、町内商工業者の経営状況は大変厳しい状況にあります。商店街では空き店舗が増え、真鶴駅北側では日常生活品を購入できる店舗がなくなるなど、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。地場産業である石材業については、良質材の枯渇や石の値段低迷なども懸念され、新しい商品の開発や販路の拡大などが必要とされています。

#### ⑤ 観光

美の基準に基づくまちづくりを進めてきた真鶴町では、昔ながらの風景、自然、景色に出会うことができ「幸せをつくる真鶴時間」と銘打って、観光の振興にも力を入れています。都心から近いこともあり、東京近郊からの観光客が多いものの、近隣の箱根町、湯河原町などと比較すると、来訪総数は少なくなっています。大型の観光施設やホテルなどの立地はなく、民宿などの小規模施設が大半を占め、景気の低迷やコロナ禍により大きな影響を受けています。

真鶴町の豊かな自然、文化、歴史、産業等の観光資源を掘り起し、観光客のニーズや時代に即した観光施策の展開と真鶴町でしか味わえない魅力を構築していく他、観光関連の各種団体・組合だけでなく、あらゆる産業関係者が連携して、来訪者の増加に取り組んでいく必要があります。

#### ⑥ 就業の促進

真鶴町は総面積が7.05km<sup>2</sup>と狭く、保安林に指定されている森林の他、町北部には採石場も多く、町全体が起伏の多い地形であることもあり、大規模な開発や企業や工場を誘致するための土地の確保が困難な状況にあります。こうした中、移住・定住の促進に向けて、真鶴町では早くからサテライトオフィス誘致事業を展開し、令和元(2019)年度までに6件の実績ができました。その他にも、テックラボの活用6件、月光堂の活用3件、「真鶴町創業支援事業計画」に係る創業24件など、就業の促進が図られています。こうした取り組みを継続するとともに、転職をしなくてもできる移住も可能になるよう、空き家や空き店舗の活用、通信環境の整備、起業の支援などが必要になっています。

## (2) その対策

### ① 農業

営農環境整備に対する支援を図り、農地中間管理機構を活用することにより、現状の農業者に加え新規就農や地域ブランドの創出などを推進します。

さらに、有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲や駆除、防護柵の貸与など、地域全体で行う防除対策についての事業を推進します。

また、現在施工中の広域農道小田原・湯河原線の早期完成を推進し、既設の農道については、適切な管理や不良箇所改修を実施します。

### ② 林業

水源涵養機能等の森林が持つ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林整備を実施し、神奈川県・真鶴町・森林所有者・関係機関で相互に連絡を密に取り、健全な森林資源の維持増進を図ります。

神奈川県立真鶴半島自然公園内の森林（お林）は、「真鶴町お林保全協議会」で保全事業を協議し、お林の自然を活かした新たな価値の創出と活用を図ります。また、未だ衰退の傾向が見られない松くい虫被害については継続して被害対策事業を実施し、近年町内で発生しているナラ枯れ被害についても同様に実施していきます。

### ③ 水産業

水産物の供給と漁業者の経営の安定化を図るため、真鶴町漁業協同組合・岩漁業協同組合に対する種苗放流事業等への助成、設備・装備等の近代化への助成や担い手の育成及び漁場の整備のための事業を実施します。

また、浜の活力再生プラン等に基づく漁業所得向上に向けた事業及び漁港施設の有効活用や長寿命化等の実施により漁労環境を整備するとともに、岩ガキ養殖の事業を軌道に乗せ、新たな真鶴町のブランド商品確立することで、新規販路開拓につなげ、漁業者の経営力を強化し、水産業の活性化を促進します。

### ④ 商工業

商店街と連携し、町内外からリピーターを確保するため、地域の特性を活かした魅力ある商店づくりを促進するとともに、真鶴町商工会や町内事業者の活動への支援を充実させ、町内事業者の経営の安定及び改善を図り、誰もが安心して快適に買物ができる商店づくりを促進します。

また、真鶴町商工会と連携して、国や神奈川県等の融資制度やセミナーなどの情報を商業者に提供できるようにする等、地域経済を活性化させるための環境の整備を推進します。

## ⑤ 観光

平成28(2016)年度に策定した観光グランドコンセプト「幸せをつくる真鶴時間」の下、町内事業者を中心とした組織「真鶴ライフ観光デザイン協議会」において、観光客のニーズや時代に即した観光施策を検討し、真鶴らしい観光客の受け入れ体制づくり、観光資源の掘り起こしと改善、インバウンド対策、情報発信を企画・立案し、それを基に町で実践します。

また、真鶴町の独自性のある観光の在り方を検討し実践することで、リピーターの増加、新しい人の流れや移住・定住につながる観光施策を推進します。

## ⑥ 就業の促進

東京近郊という立地と豊かな自然環境を活かし、快適な仕事環境やワーク・ライフ・バランスを求める「アーティスト」「知的創造産業」「IT関連産業サテライトオフィス」等の企業誘致を図ります。

大型企業、工業団地の誘致ではなく、新しい産業を創出できるベンチャー企業のサテライトオフィス誘致を重視し移住者の増加を図るとともに、新たな雇用の開拓やITとの融合による地場産業の活性化等も目指していきます。

また「真鶴町創業支援事業計画」に基づき、真鶴町商工会や金融機関、民間コンサルタントと連携して、創業希望者に対して創業支援セミナー等の必要な支援を提供するとともに、起業イベントなどの創業に係る民間事業との連携を図ることで、起業しやすい環境整備を推進します。さらに、創業支援だけでなく、創作・滞在拠点における試作品の製作や朝市をはじめとしたテストマーケティングなど、創業者が事業化を検証できる環境を整備していくことで、スタートアップタウンを推進し、町内における雇用者数の増加を図ります。

### (3) 計画

#### ●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

#### 持続的発展施策区分 2 産業の振興

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
森林保全事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町が管理する森林について、整備や保全等を実施するにあたってのルール策定や調査を行い、将来的な保全につなげる。</li> <li>●事業の必要性 森林の整備や保全・活用にあたっては方針等のルール作りが必要である。</li> <li>●事業効果 森林を適切に管理することにより、水源涵養機能の維持等の効果が期待できる他、活用方法を定め適切に利用することで、産業及び観光資源としての機能を活かすことができる。</li> </ul>	町	
松くい虫被害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 被害木の伐倒駆除や樹幹注入による予防などの対策事業を実施する。</li> <li>●事業の必要性 真鶴半島のお林を構成する松を、松くい虫の被害から守る必要がある。</li> <li>●事業効果 松くい虫の被害を防除することにより、真鶴町を象徴する地域資源であるお林の保全につながる。</li> </ul>	町	
ナラ枯れ被害対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 被害木の伐倒駆除などの対策事業を展開するもの。</li> <li>●事業の必要性 真鶴半島のお林を構成するコナラやスダジイ等の樹木について、ナラ枯れの被害から守る必要がある。</li> <li>●事業効果 ナラ枯れ被害を防除することにより、真鶴町を象徴する地域資源であるお林の保全につながる。</li> </ul>	町	
水産振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 水産関係団体に対して漁業者の継続的な就業を目的として稚貝・稚魚の放流等のための補助金を交付し、持続可能な漁業に資するとともに、移動販売車を活用して真鶴の水産物の販路拡大を図り、漁業就業者の維持を図る。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町の基幹産業である漁業を継続していくために、漁協運営の負担を軽減し、漁業者の就業を守るため、水産資源の保全に努める必要がある。</li> <li>●事業効果 水産振興を推進することにより、町内観光業などの付随産業の振興にもつながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
岩ガキ生産販売推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 岩ガキの出荷に係る洗浄、選別、紫外線滅菌灯の処理を行う岩ガキ出荷施設を適正に運営するとともに、特産品として開発した岩ガキの地域商社による出荷を支援する。</li> <li>●事業の必要性 新たな水産事業として漁業者の漁業離れを防ぎ、基幹産業である水産業を中心とした町の活性化のため必要である。</li> <li>●事業効果 真鶴町の新たな特産品として観光業等への波及効果を促し、町の活性化につながる。</li> </ul>	町	
漁港管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町の唯一の漁港である岩漁港を適正に維持管理することで、漁業の拠点となる漁港としての能力を維持する。</li> <li>●事業の必要性 健全度が低い漁港設備の安全対策工事が必要である。</li> <li>●事業の効果 基幹産業である漁業の振興につながる。</li> </ul>	町	
真鶴魚座運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴魚座は、水産業の振興を図るとともに、水産業を核とした地域づくりの拠点として活動させるための施設として運営するもの。</li> <li>●事業の必要性 指定管理者制度を活用し運営を継続することで、魚介類を主とした食事の提供ができ、基幹産業である水産業の振興に寄与するとともに、観光振興にもつながるため必要である。</li> <li>●事業効果 基幹産業である漁業の振興及び観光振興につながる。</li> </ul>	町	
農業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び人・農地プランの策定・運用や、ふれあい農園の運営、湘南ゴールド振興協議会等農業振興を目的とした各種協議会への参画、農産物の需要拡大に資する施策の検討・実施等により、農業の活性化を図る。</li> <li>●事業の必要性 農業経営者の基盤強化、各種協議会への参画による農業振興のため必要である。</li> <li>●事業効果 農業経営者の安定した経営の促進及び農業振興につながる。</li> </ul>	町	
有害鳥獣対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 農作物被害を軽減し、就農意欲を維持するために有害鳥獣駆除対策を実施するもの。</li> <li>●事業の必要性 農作物被害の軽減のため必要である。</li> <li>●事業効果 農産物出荷数の安定に付随して所得の向上が見込まれ、農業の振興及び新たな担い手の確保につながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
農道管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町が管理する町内農道（5路線）及び広域農道の管理・保全を行い、農業者の安全な耕作及び広域農道による観光農業の推進、観光資源へのアクセス改善の他、災害時等における国道の迂回路としての機能を活用していく。</li> <li>●事業の必要性 農業生産性の向上及び災害時等の交通網の確保のため農道管理が必要となる。</li> <li>●事業効果 生産効率が上がることにより農作物出荷数の安定及び所得の向上が見込まれる。また、災害時等の交通網の確保につながる。</li> </ul>	町	
産業・文化振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴本小松石祭（真鶴石祭り）や真鶴まちなーれ主催のアート文化イベント等と連携を図り、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催年に合わせて文化イベントを開催する。</li> <li>●事業の必要性 石材業の振興のために、新たな活用方法や販路を開拓する必要がある。</li> <li>●事業効果 真鶴町の石材業の振興及び「石と芸術の町・真鶴」のPRにより、真鶴町の文化芸術及び石材業の振興につながる。</li> </ul>	町	
石材振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 石材協同組合に対して、伝統的な石材業を継承していくために助成を行う。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町の基幹産業の1つである石材業の存続のために支援を行う必要がある。</li> <li>●事業効果 石材の売上額の向上により、石材業の振興及び新たな担い手の確保につながる。</li> </ul>	町	
商工振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 商工会や金融機関等の関係機関と連携して、商工会が実施する中小企業支援策に対する補助や利子補給等の支援を実施する。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町の商工業の振興のために、各種取り組みへの支援が必要である。</li> <li>●事業効果 中小企業者の経営が安定することにより、町の地域経済を支える商工業の活性化につながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
観光連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 県西地域一体型観光振興及び町内外連携イベント、町観光協会との連携による、観光情報や町の魅力発信、特産品の紹介等を通して、誘客を図る。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町独自での誘客は時代の流れとともに限界を迎えており、広域連携及び町観光協会や町内事業者と連携し、広い視野で観光資源等発信していく必要がある。</li> <li>●事業効果 周遊を促すことにより、今まで真鶴町を認知していなかった観光客の来訪や、新たな町の魅力を見出すことができる。</li> </ul>	町	
観光振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町には都会にはなく町民だけが知っている地域独自の観光資源が多く存在する。既に注目されている資源はもちろんのこと、埋もれてしまっている資源の価値を再認識し、素材を集約し、点と点を結び新たな視点からツールを変え時代に合わせインターネット等で情報発信を行う。</li> <li>●事業の必要性 近隣市町のように大きな観光施設等はないが、真鶴町にはここにしかない地域独自の観光資源がたくさんあるため、時代に合わせた発信方法により、新たな客層への誘客につなげる必要がある。</li> <li>●事業効果 インターネット等を活用することにより、新たな客層（若年層やファミリー層）へ真鶴町の魅力を発信し、誘客することができる。</li> </ul>	町	
海水浴場運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 夏季における観光客の誘客をする貴重な資源である岩海水浴場を開設し、快適で安全な運営を図る。</li> <li>●事業の必要性 岩海水浴場においてケガや事故から来場者の安全を守るため必要である。</li> <li>●事業効果 快適で安全な海水浴場運営を実現することで集客につながる。</li> </ul>	町	
観光宣伝事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 ポスターやチラシを活用した観光周知及び拡散により、真鶴町の魅力発信及び誘客を図る。</li> <li>●事業の必要性 インターネットの活用は必要不可欠な時代となっているが、ポスターやチラシを活用し、ふとした時に目にとめ「行ってみたい」と思わせることも併せて必要である。</li> <li>●事業効果 ターゲットを極端に絞り込まず、幅広い年代・年齢層へ真鶴町を認知してもらおうきっかけとなる。</li> </ul>	町	



事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
観光施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 観光地として観光客に快適に利便性良く観光してもらうため、公衆トイレ等の観光施設及び観光案内板を整備・管理する。</li> <li>●事業の必要性 観光客にとって快適で使いやすい施設を維持していくため必要である。</li> <li>●事業効果 快適さと利便性を維持することで集客につながる。</li> </ul>	町	
真鶴産業活性化センター管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町の地場産業の振興及び地域の活性化を推進し、並びに地域の交流及び新たな産業を創出する拠点とするために設置した、真鶴産業活性化センターを運営する。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町の産業及び観光を推進する拠点として施設の維持管理が必要である。</li> <li>●事業効果 施設を維持管理することで、施設を支障なく活用することが可能になり、地場産業の振興及び地域の活性化や新たな産業の創出につながる。</li> </ul>	町	
ケーブル真鶴運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町の観光振興を図るとともに、真鶴半島の自然保護及び利用増進の拠点として設置し運営する。</li> <li>●事業の必要性 指定管理者制度を活用し運営を継続することで、真鶴町を代表する観光スポットである「三ツ石」「お林」を訪れた観光客のビシターセンターとして機能し、真鶴町全体の観光振興につなげるため必要である。</li> <li>●事業効果 真鶴町を代表する観光スポットとして機能することで、真鶴町に訪れる観光客数が増加する。</li> </ul>	町	
岩漁港周辺地区整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 岩漁港周辺地区にある公共施設の検討及びそれに伴う事業を実施する。</li> <li>●事業の必要性 漁業のさらなる振興とにぎわいの創出のため必要である。</li> <li>●事業効果 地区のポテンシャルを活かして観光・交流人口を増大させ「まちの活力」として、かつてのにぎわいを取り戻すような地域の活性化につながる。</li> </ul>	町	
真鶴半島地区整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 半島の活用のルールをつくり、ルールに沿った整備を実施する。</li> <li>●事業の必要性 お林をはじめとした自然・歴史・文化の保全や観光、滞留拠点の整備による地域の魅力向上のため必要である。</li> <li>●事業効果 真鶴町のシンボルとして、お林などの貴重な地域資源を守りつつ、真鶴らしさを味わえるような活用につながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
真鶴駅前駐輪場 管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進のために設置された駅前駐輪場を管理する。</li> <li>●事業の必要性 自転車等の利用者の利便性及び放置自転車の防止を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 自転車等利用者の利便性が高まる。</li> </ul>	町	
真鶴駅周辺地区 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 安全で快適に利用できる駅周辺の整備を検討し、実施していく。</li> <li>●事業の必要性 安全で快適に移動でき、にぎわいのある駅前の創出を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 「まちの門口」として安全性・利便性・快適性の向上と町の玄関口にふさわしい整備が図れる。</li> </ul>	町	

●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
新規就農件数	1件/年 ※過去5年間の新規就農者平均値の約2倍を目標値として算出	1件 ※過去5年間の新規就農者平均値の約2倍を目標値として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
漁業協同組合正会員数	維持 ※過去5年間の正組合員の平均値の維持を目標値として算出	維持 ※過去5年間の正組合員の平均値の維持を目標値として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
石材の売上額	5億2千万円/年 ※過去5年の実績の平均値より10%増を目標値として算出	5億7千万円/年 ※過去5年の実績の平均値より10%増を目標値として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
新規創業件数	5件/年 ※認定創業支援事業における年間目標数として算出	5件/年 ※認定創業支援事業における年間目標数として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
観光消費額 (神奈川県入込調査基準)	16億円 ※過去5年観光消費額の平均値の10%増を目標値として算出	17億5千万円 ※過去5年観光消費額の平均値の10%増を目標値として算出

#### (4) 産業振興促進事項

##### ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
真鶴町内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和3(2021)年4月1日～令和6(2024)年3月31日	

※減価償却の特例（法第23条）、地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置（法第24条）

##### ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策、（3）計画のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### (前期実施計画)

魚座・魚市場	外壁の修繕など、劣化状況調査での指摘事項への対応を含めた大規模改修を実施し、当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
魚座（店舗棟）	今後も施設を維持するため、雨漏りの修繕など、劣化状況調査での指摘事項への対応を含めた大規模改修を実施し、当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
岩海水浴場監視所	外壁の修繕を中心とした大規模改修を実施し、その後は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
産業活性化センター	建替え時期が近付いていることから、空き店舗活用による機能移転の可能性を検討し、当面は、最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
荒井城址公園（トイレ）	劣化状況調査での指摘事項への対応を含む大規模改修の実施を検討し、改修後は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
シーフロント	大規模改修を実施し、当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
宮ノ前レストハウス	現状では収益施設となっているが、敷地の安全性の問題や建替え費用の問題から、民間への譲渡、または施設の廃止と敷地の有効活用を検討する。
お林展望公園（倉庫・物置）	廃止を検討する。
お林展望公園（管理棟）	建物の劣化状況調査での指摘事項への対応を主とした大規模改修を実施する。
ケーブル真鶴	計画的保全による維持管理を図り、目標使用年数を迎えるまでできるだけ長く使用する。
石の広場公衆便所	当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図り、目標使用年数を迎える頃に建て替えをできるよう検討する。

## 第4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

近年の急速な高度情報通信ネットワーク社会の進展は、地理的・時間的不利性を持つ地域において、その制約や非効率性を解決する有効な手段として考えられます。

真鶴町でも、町民サービスの向上や事務の効率化を図る目的で、行政事務の情報化等を進め、その体制整備に努めてきましたが、急速に進展する情報処理技術・通信技術をより効率的・効果的に導入していく必要があります。

個々の住民の情報化についても、スマートフォン等によるインターネット利用等の普及が見られますが、高齢者の多い真鶴町においては未だ浸透しているとは言えません。今後は住民の利便性の向上も図ることが重要です。

また、国が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2（2020）年12月25日策定）の中の重点事項である自治体行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進、テレワークの推進についても思うように進んでいない状況となっています。

### (2) その対策

情報化については、効率的な電子自治体を実現するため、情報システムの共同利用のさらなる促進を加速させます。また、教育面での整備を進める一方で、地域・住民の情報化促進について支援策を検討していきます。今後は、情報通信ネットワークやWi-Fi等の公衆無線LANの整備促進を図るとともに、住民の利便性を向上させるための利活用方策について検討を行います。住民の方に伝わりやすい情報伝達が実現されるよう、様々な新しいメディアを利用しながら町内の広範囲への情報伝達を実現します。

真鶴町の区域外には、公式ホームページ等を利用し、あらゆる人に対して真鶴町の魅力を積極的にPRし、定住促進、産業振興や地域間交流の施策等に有効に活かしていきます。

また、これまでに経験したことのない災害が全国的に増加していることから、防災拠点における非常用電源やWi-Fiの整備、防災行政無線の戸別受信機の設置なども進めていきます。

さらに町民の選択肢が増え、便利になるように自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の重点事項の具現化の実現についても進めていきます。

(3) 計画

●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

**持続的発展施策区分 3 地域における情報化**

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
情報化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 システムやそれに伴う機器調達などを実施し、オフィスオートメーション化を推進する。</li> <li>●事業の必要性 行政へのニーズは多様化、複雑化してきているが、これらへ対応しながら、少なくなる職員で対応するため必要性は高い。</li> <li>●事業効果 真鶴町が執行する事務の一部を電子計算装置による処理に移管させることにより、事務の正確性(計算誤り等人的過誤の削減等)や効率性(磁気的な索引による検索時間の低減等)の向上を実現し、さらにその結果として省力化(職務に配分する人員数削減等)、省資源化(ペーパーレス等)が実現できる。</li> </ul>	町	
情報システム共同利用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町が運用するシステムについて、効果的なシステムを導入するための調達・評価を他の自治体と共同にて実施する。</li> <li>●事業の必要性 年々増大するシステム調達に要する経費の圧縮を行うため必要である。</li> <li>●事業効果 他団体と連携したシステム等を導入し、スケールメリットによる低コスト化や同一パッケージ導入による事務手続き標準化によって、省力化や新規システム導入、構築に要する経費の圧縮も実現できる。</li> </ul>	町	
情報センター真鶴運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴地域情報センターとまなづる図書館の複合施設である情報センター真鶴の建造物の継続した運営を行うために必要な維持補修を行うとともに、地域の情報化を推進し、住民と町との間で情報の共有をより一層充実させ、もって住民生活の向上を図る。</li> <li>●事業の必要性 地域の情報発信拠点やコミュニティ施設として住民の方々の交流拠点施設として町内外の利用者は多くニーズもあり、また、JR真鶴駅から徒歩圏内という立地から、災害時には帰宅困難者向けの避難場所としての機能も有することから適切な管理運営が必要である。</li> <li>●事業効果 利用者や利用者以外も満足できる公共施設運営ができる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
デジタルトランスフォーメーション推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 A I - O C Rの導入といった事務の合理化や、マイナンバーを利用したオンライン手続き化などの住民サービスを向上させる取り組みを実施する。</li> <li>●事業の必要性 今後の技術発展やコロナ禍を経て、直接の接触を避けた新たな生活様式が必要である。</li> <li>●事業の効果 デジタルトランスフォーメーションによって省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上や競争力強化といった経済発展と、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や地域活力の低下などの社会課題を解決し、持続可能な社会が実現できる。</li> </ul>	町	
戸籍住民基本台帳事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 戸籍に係る届出書の受領、証明書の発行等、住民基本台帳に係る住所異動や住民票の発行等、マイナンバーカードに関する事務、船員の公認等に係る事務、自衛官募集に係る事務などを実施する。</li> <li>●事業の必要性 戸籍事務の電算化、住民基本台帳のネットワーク化等により、住民票の広域交付や各種証明書の交付方法の多様化に対応し、行政サービスの向上のため必要である。</li> <li>●事業効果 住民票の広域交付や、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付等住民の利便性が向上する。</li> </ul>	町	

●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
ホームページページビュー数	80,000件/年 ※google analyticsの過去実績の10%増加見込み算出	80,000件/年 ※google analyticsの過去実績の10%増加見込み算出

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(前期実施計画)

情報センター真鶴	本来の施設の目的での利用では稼働率の向上が期待できないため施設機能の在り方を検討する必要がある。建物については計画的な保全による維持管理を図る。
----------	--

## 第5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 道路等

真鶴町の道路は、一般国道135号、県道739号（真鶴半島公園線）、県道740号（小田原湯河原線）の神奈川県管理の3路線が骨格となり、それらに連絡する548路線（1、2級10路線、その他538路線）の町道（令和2(2020)年3月31日現在）が整備されています。

県管理道路については、狭小区間や危険、不良箇所の解消、歩行者の安全確保のための整備等について要望を行っています。

町道の多くは整備後数十年を経過しており、舗装の老朽化が進んでいる状況で令和元(2019)年度に1、2級の幹線道路及び主要生活道路の18kmについて路面性状調査を行い「真鶴町舗装維持管理計画」を策定し改修整備を進めています。また、橋梁については、令和2(2020)年度に管理している8橋梁について「真鶴町橋りょう長寿命化修繕計画（橋梁個別施設計画）」を策定し補修事業を進め、管理している1箇所のトンネルについても、平成30(2018)年度に「真鶴町道路トンネル長寿命化修繕計画（道路トンネル個別施設計画）」を策定し、補修を進めています。

一般国道135号から県道740号へ連絡する唯一の1級路線の町道真第1号線は、狭小区間の道路改良（拡幅整備）を進めています。また、JR東海道本線で分断される北側地区と南側地区を車で往来するには、隣町を経由しなければならない状況となっており、防災対策等を踏まえた車両通行可能なネットワークの形成が課題となっています。

老朽化対策を含む道路整備には多額の事業費を要しますが、基本的な生活基盤の整備及び災害時の応急対策、災害復旧の根幹となるものであるため、対策を講じる必要があります。

また、近年の台風・異常気象等による災害により、一般国道135号、県道740号等の地域間を結ぶ道路交通網の寸断などの重大な事象が発生しており、災害に強い道路交通網の整備が課題となっています。

#### ② 公共交通

JR東海道本線が真鶴町と他都市を結ぶ交通手段として重要な役割を果たしています。町内のバス交通は利用者の減少により路線存続のために真鶴町が補助を行う等課題を抱えていたため、平成26(2014)年度に「真鶴町地域公共交通網形成計画」を策定し、コミュニティバスを含めた町内のバス交通の再編を行いました。



## (2) その対策

### ① 道路等

神奈川県管理道路の狭小区間や危険、不良箇所の解消、特に県道739号（真鶴半島公園線）は、継続的に神奈川県へ要望を行います。

町道については、住民及び道路利用者の安全確保、快適な道路環境を目指し、舗装改修及び橋梁補修・トンネルの老朽化対策、狭小区間の拡幅整備などを計画的に推進します。

### ② 公共交通

コミュニティバスを引き続き運行し、維持されているバス路線についても観光事業者等と連携し支援をしていくとともに、鉄道を含めた公共交通サービスを維持・向上できるように、既存の運行方式にとらわれず、定期的な事業評価・見直しを行っていきます。

## (3) 計画

### ●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

#### 持続的発展施策区分 4 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
交通安全施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 住民生活に密着した町道を利用者が安全・安心に利用できるように、交通安全施設（ガードレール、転落防止柵、手すり、カーブミラー、区間線等）の設置及び老朽化した施設の更新を行う。</li> <li>●事業の必要性 交通安全施設の不良箇所の改修をすることで道路利用者が安全・安心に利用できるように必要である。</li> <li>●事業効果 安全で安心な生活環境が構築される。</li> </ul>	町	
道路管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 住民生活に密着した町道を利用者が安全・安心に利用できるように、町道内の支障樹木処理等や道路施設の定期的な点検及び「長寿命化計画」等の更新などを行い、道路の機能を確保するための維持管理に関する事業。</li> <li>●事業の必要性 道路の危険、不良箇所の改良及び定期点検を実施することで、道路を安心して通行できるように必要である。</li> <li>●事業効果 生活利便性の向上が図られる。</li> </ul>	町	



事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 住民生活に密着した町道を利用者が安全・安心に利用できるように、不良箇所・危険箇所の改修や老朽化した道路施設の改修及び補修等により、道路の機能を向上させる。</li> <li>●事業の必要性 道路整備や道路の不良・危険箇所の改修及び補修を実施することで、より良い道路ネットワーク形成ができるため必要である。</li> <li>●事業効果 生活利便性の向上が図られる。</li> </ul>	町	
街灯管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 夜間における歩行者の通行の安全を図り犯罪被害を防止するため安全・安心のまちづくりを担う街灯を管理する。</li> <li>●事業の必要性 街灯の定期的な維持管理を実施することで、住民が安心して生活できるため必要である。</li> <li>●事業効果 安全で安心な生活環境の向上が図られる。</li> </ul>	町	
土木管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 道路、土地などの土木施設管理に必要な経費（各種道路等関係団体への参画及び事業の推進、真鶴跨線橋（エレベーター）の管理等）を執行する。</li> <li>●事業の必要性 土木施設の維持管理を実施することで、住民が安全・安心な生活ができるため必要である。</li> <li>●事業効果 安全で安心な生活環境が構築される。</li> </ul>	町	
真鶴駅前駐輪場管理運営事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進のために設置された駅前駐輪場を管理する。</li> <li>●事業の必要性 自転車等の利用者の利便性及び放置自転車の防止を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 自転車等利用者の利便性が高まる。</li> </ul>	町	
港湾管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 神奈川県から指定管理を受けた真鶴港の維持管理を実施する。</li> <li>●事業の必要性 誰もが利用しやすい、にぎわいづくりの場を創出する真鶴港の維持管理のため必要である。</li> <li>●事業効果 憩いの場としての港湾づくりと港周辺地域が活性化する。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
真鶴港周辺地区整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴港は神奈川県施設のため、県と連携し整備を進めていく。また、ソフト面の整備として、真鶴港を起点として住民や観光客が町を巡回できる仕組みづくりなどを実施する。</li> <li>●事業の必要性 公共施設等の再活用等によるにぎわいの創出や、真鶴港周辺の魅力の向上のため必要である。</li> <li>●事業効果 産業、防災面の拠点として機能を維持しつつ「まちの起点」として歴史文化や食文化を通じて、にぎわいの創出が図られる。</li> </ul>	町	
真鶴駅周辺地区整備事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 安全で快適に利用できる駅周辺の整備を検討し、実施していく。</li> <li>●事業の必要性 安全で快適に移動でき、にぎわいのある駅前創出を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 「まちの門口」として安全性、利便性、快適性の向上と町の玄関口にふさわしい整備が図られる。</li> </ul>	町	

●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
補修予定路線数の整備率	100% ※舗装維持管理計画に基づき算出	100% ※舗装維持管理計画に基づき算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
コミュニティバス利用者数	45,000人 ※運行開始（平成28(2016)年10月）からの増加率を基に毎年度約5%増加見込み目標値として算出	45,000人 ※運行開始（平成28(2016)年10月）からの増加率を基に毎年度約5%増加見込み目標値として算出

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(前期実施計画)

真鶴駅前駐輪場	計画的保全による維持管理を行い、長寿命化を図る。
---------	--------------------------

## 第6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 上水道施設

真鶴町の水道事業は、水道普及率が概ね100%となっており、自己水源である深井戸の4井、湧水の1か所、また、湯河原町からの受水を水源としています。

今後の課題として、施設の老朽化に伴う更新事業費の増大や、給水人口の減少、節水機器の普及等による有収水量の減少により、厳しい経営状況となることが予想されます。

#### ② 下水道施設

真鶴町の下水道事業は、神奈川県が未着手都市に対する技術支援の一環として実施した調査の結果に基づき、湯河原町の終末処理場で下水処理を委託する方法を採用し、平成4(1992)年度から事業に着手しました。

町全体の生活排水処理は、人口減少等の動向を考慮した上で、下水道施設の整備を進めるのか合併処理浄化槽を普及していくのか検討する必要があります。

現在、「真鶴町公共下水道事業計画」及び「真鶴町污水处理整備アクションプラン」に基づき、未整備区域の面整備を進め、令和8(2026)年度までに整備予定処理区域(61ha)の整備率100%を目指していますが、狭あいな道路や高低差の大きい土地が多く大規模な工事ができず、下水道整備が進まない状況にあります。

また、令和2(2020)年度末の下水道処理人口普及率は20.1%と、神奈川県内平均の96.9%を大きく下回っており、トイレを除く台所や洗濯など多くの生活雑排水が処理されないまま公共用水域に流れ込んでいるため、早期の下水道整備と下水道施設への接続が必要です。

#### ③ 廃棄物処理

真鶴町では、ごみ搬出量の削減を目指し、指定ごみ袋の導入による分別排出の徹底、生ごみ処理機購入助成等による生ごみの再資源化、缶・瓶・ペットボトル・新聞紙やダンボールなどの分別収集、集団回収事業補助などに取り組んでいます。

また、湯河原町真鶴町衛生組合で廃棄物の共同処理を行っていますが、平成18(2006)年度に県西地区1市3町で「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、施設の老朽化や最終処分場の確保など共通した課題に対応するための検討をしてきました。

湯河原町真鶴町衛生組合の老朽化した焼却施設、粗大ごみ処理施設の改修及び最終処分場の適正管理により共同処理を継続していきます。

#### ④ し尿処理

真鶴町のし尿・浄化槽汚泥は、町内に処理施設がないため、町営のし尿貯留施設に集約し、熱海市の処理施設に搬出し、処理をしていますが、浄化槽の多くは単独処理浄化槽であり、生活排水による水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽への転換や、公共下水道への接続など早急な対策が必要です。

#### ⑤ 火葬場

真鶴聖苑は、湯河原町と建設費用を負担し建設したもので、運営については事務委託を受けて火葬業務及び施設管理業務を外部事業者への委託により運営しています。平成12(2000)年9月の供用開始後20年以上年が経過し、火葬炉に関わる各種装置が既に耐用年数を迎えています。老朽化に伴う施設改修費用の増加が課題となっており、計画的な更新による維持管理経費の抑制が必要です。

#### ⑥ 消防・防災

常備消防については、事務委託している湯河原町消防本部に1署2分署が設置され、真鶴町に真鶴分署を設置しています。真鶴分署には消防ポンプ車1台、高規格救急車1台を配備しています。

非常備消防である消防団は4分団あり、本団に消防指令車1台と消防ポンプ自動車1台、各分団に消防ポンプ自動車1台と消防小型動力ポンプ付積載車1台を配備しています。防火防災活動に加え、災害時の救助活動など、活動内容は多様化しており、その機能強化が求められています。また、人口減少や高齢化が進行し、さらに町外での就業者の増加により、消防団員の確保が困難な状況となっています。

消防施設や設備だけでなく防災拠点となる公共施設の老朽化に伴う整備や備蓄食糧等の充実が課題となっています。また、消防車両の性能を維持するため定期的な更新を図る必要があります。

「真鶴町地域防災計画」は、大規模災害の発生や法改正等に対応するため随時更新していくことが必要です。

平成27(2015)年度から着手した防災行政無線システムのデジタル化を継続して実施するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の老朽化に伴う更新など、安定した防災情報通信体制の充実が求められています。

⑦ 公営住宅

平成17(2005)年度に町営長坂住宅を鉄筋コンクリート造に新築し、現在まで適正な入居率で運営していますが、一団地計画としている二期工事については、財政事情により工事再開の目途はたっていないことから、事業の廃止も含め検討を進めています。

また、他の町営住宅は、昭和25(1950)年から昭和27(1952)年に建築された木造の建屋であり、老朽化が著しく新規の入居者を募集していないことから、空家が半数以上となっています。

⑧ 公園

住民の心身の健康と憩いの場として公園の整備が重要で、真鶴町においては、都市公園は荒井城址公園のみで宅地開発等により整備された小規模な公園が14箇所、児童公園が2箇所ありますが、全体的にみて質、量的にも不足しています。荒井城址公園や小規模な公園の在り方については、住民とともに検討を進めています。

また、住民の健康増進だけでなく観光客を誘致するための施設として、お林展望公園があり、この公園は観光施設として位置付けられています。

## (2) その対策

### ① 上水道施設

施設、管路等の老朽化が進んでいる状況を踏まえ、改善が急務な施設、管路を洗い出し、緊急性・必要性に応じて整備計画の見直しを行います。

また、施設の利用状況や適切な施設規模を把握することにより、効率的な水道施設の更新、適正な維持管理、資金の確保などに努めるとともに、水道事業の安定的経営及び利用者への水道水の安定的供給を目的とし、湯河原町との将来における水道事業の広域化に向けて、協議検討を進めます。

### ② 下水道施設

自然環境の保全・生活環境向上のため、引き続き下水道事業を推進します。

平成28(2016)年度に策定した「真鶴町污水处理整備アクションプラン」に基づき計画的に整備を進め、未整備地区の解消を図るとともに、既存の施設等の適切な維持管理に努めます。

下水道接続の意識啓発のため、広報真鶴・ホームページ等へ普及啓発記事を掲載し、また、下水道整備による早期の事業効果発現のための施策等を検討し接続率向上を図ります。

### ③ 廃棄物処理

地球環境・生活環境の保全に向けたごみの減量化・再資源化に対する住民意識の一層の高揚を図り循環型社会の形成を進めます。

また、ごみ処理を広域で行うことによる処理経費の縮減を目指し、老朽化する湯河原町真鶴町衛生組合の既存施設の計画的な更新・改修等により環境負荷の軽減や施設全般の長寿命化を図ります。

### ④ し尿処理

下水道計画区域外の地域については、水質汚濁の防止及び生活環境の向上を図るため合併処理浄化槽の普及を促進します。

し尿処理は湯河原町と連携し、令和2(2020)年度から熱海市の施設での処理を開始しており、県境を越えた広域連携の取り組みを継続していきます。

### ⑤ 火葬場

真鶴聖苑の運営は、湯河原町と協議しながら効率的な維持管理を継続します。また、建物や火葬炉設備等は定期的なメンテナンスや修繕を行い、長寿命化を図ります。

火葬業務及び施設管理業務は維持管理経費の削減を目指し、現在の体制を踏まえた指定管理者制度の導入など運営体制について検討します。

## ⑥ 消防・防災

消防力の充実・強化を図るために、老朽化が進む消防施設や消防車両等については、整備計画を策定し整備や更新を行います。

消防団員の確保のため、若い世代への啓発活動を行うとともに、分団の組織の充実を図るために消防団の再編成について検討します。

住民と行政が一体となり平時から防災に取り組むため、地域が主体となる自主防災組織の育成を図り、現状にあった「真鶴町地域防災計画」の改訂作業や住民の防災意識の高揚を図るために防災マップ等の整備を進めてきました。今後も引き続き地域住民とともに地区防災計画の策定を進めます。また、防災拠点や組織体制の整備など、地域の特性に応じた防災・減災対策をハード・ソフト事業両面から促進します。

住民への安定した防災情報通信体制整備のため、現在進めている防災行政無線システム固定系デジタル更新工事に併せて、老朽化が進む全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の更新事業や防災行政無線システム移動系のデジタル更新事業等を実施します。

## ⑦ 公営住宅

現在空き家となっている老朽化した町営住宅は防犯上、景観上の観点から順次解体撤去を図り、入居者がある住宅は、入居者が退去した時点をもって、建物は除却し、町営長坂住宅は第二期工事の廃止をもって、その後の有効活用を検討します。また、公営住宅の代替施設としての民間施設の活用及び民間活力の導入について検討します。

## ⑧ 公園

今後は、現存する公園の老朽化により利用者に支障を来すことのないよう計画的な維持管理に努めながら、住民の心身の健康と憩いの場としてだけでなく、観光資源として公園の利用増進を図っていきます。

(3) 計画

●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

**持続的発展施策区分 5 生活環境の整備**

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
急傾斜地崩壊対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 急傾斜地崩壊危険区域指定及び急傾斜地崩壊対策工事など急傾斜地崩壊対策を実施する。</li> <li>●事業の必要性 急傾斜地危険区域の指定及び対策工事の要望を行い、住民の財産を守り、土砂災害の被害を防止するため必要である。</li> <li>●事業効果 安全・安心な生活環境が構築される。</li> </ul>	町	
防災訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 総合防災訓練、岩海岸津波避難訓練などの実働訓練や災害対応力強化を目的として町職員が行う図上訓練等を実施する。</li> <li>●事業の必要性 災害に対する「自助」、「共助」、「公助」を再確認するとともに、住民・行政が一体となった防災体制を強化するため必要である。</li> <li>●事業効果 初動対応、避難所の運営、応急対応、復旧などが強化される。</li> </ul>	町	
防災備蓄事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 災害発生時の電気、ガス、水道をはじめとしたライフラインの停止に備えるために必要な飲料水や非常食、医療品等を備蓄する。</li> <li>●事業の必要性 災害発生時の際、ライフラインの停止に備えるため必要である。</li> <li>●事業効果 防災備蓄食糧を確保することにより、災害時に備える。</li> </ul>	町	
防災情報システム管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 防災情報の発信等に係るシステムの管理、防災行政通信網の維持管理、防災行政無線維持管理、J-A-L-E-R-T維持管理、メール配信システム維持管理、防災行政無線戸別受信機設置工事を実施する。</li> <li>●事業の必要性 災害時における住民へ瞬時に避難及び防災情報を伝達するため必要である。</li> <li>●事業効果 災害時における住民及び観光客の避難を最優先とした対策活動や、適切な情報の伝達収集体制が整備される。</li> </ul>	町	
避難行動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 災害発生に備え、避難の実効性を高めるための訓練や個別の避難計画の策定を促す。</li> <li>●事業の必要性 要支援者等が災害時における確実な避難行動を目指すため必要である。</li> <li>●事業効果 自治会や行政の公的支援を円滑に行うことができる。</li> </ul>	町	



事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
防犯対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 犯罪のない安全な町を目指し、自治会や警察と連携した町内パトロールや啓発活動を実施する。防犯カメラの計画的整備や特殊詐欺等を防止するため、迷惑電話防止機能付き電話機の購入に対する補助を行う。</li> <li>●事業の必要性 高齢者を狙った特殊詐欺を防止するため必要である。</li> <li>●事業効果 特殊詐欺の被害が軽減される。</li> </ul>	町	
消費生活事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 消費生活において、契約トラブル等を未然に防ぐ注意喚起や、相談者に対し必要な助言や小田原市消費生活センターの紹介を行う。</li> <li>●事業の必要性 消費生活センターによる注意喚起や、相談者への助言等は、住民が安全・安心に消費生活を送るため必要である。</li> <li>●事業効果 住民が日常生活において安全・安心に暮らせる環境の整備が図られる。</li> </ul>	町	
消防団運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている消防団の運営を支援する。</li> <li>●事業の必要性 火災等の災害時に早急に対応するための消防活動の維持を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 災害時における消防力が強化される。</li> </ul>	町	
消防車両管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 火災や災害時において使用する消防団用車両の管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 迅速な対応ができるよう、消防車両の管理や更新が必要である。</li> <li>●事業効果 応急対応や救助対応の防災体制が強化される。</li> </ul>	町	
消防施設等管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 災害時の拠点となる消防庁舎の機能を維持するため、消防団詰所、真鶴分署、消防用資機材の管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 火災等の災害時に、拠点となる庁舎の機能を維持するため、管理や更新を行う必要がある。</li> <li>●事業効果 初動の対応が迅速に図られる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
消防事務委託事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 消防救急に係る事務について、出動体制、設備資機材、専門員の確保など組織管理や財政運営面から湯河原町へ消防事務委託を行う。</li> <li>●事業の必要性 地域の防災力の実効性を高めるため必要である。</li> <li>●事業効果 住民への安全・安心が確保される。</li> </ul>	町	
交通安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 交通安全対策を推進するため、小田原交通安全協会の活動への参画、町の交通関係団体への活動支援として、町交通指導隊補助金、小田原交通安全協会真鶴支部、町交通安全の会への補助金を交付する。</li> <li>●事業の必要性 交通事故による死傷者を減らすため必要である。</li> <li>●事業効果 広報やお知らせメールによる注意喚起を行うことにより交通事故の抑制につながる。</li> </ul>	町	
交通安全指導車管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 交通安全指導時に使用する交通指導車の管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 パトロール時に交通指導車を利用するため必要である。</li> <li>●事業効果 交通指導に必要な車両が確保される。</li> </ul>	町	
公共交通推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町内の交通ネットワークの構築や公共交通による地域の活性化を目的としたコミュニティバスを運行する。将来も持続可能な公共交通の維持のため、交通計画の策定、見直しを定期的に行いながら町の活性化に資する施策を実施する。</li> <li>●事業の必要性 住民や観光客の移動手段であるため必要である。また、将来的にはきめ細かな住民の移動手段となるよう新たな交通形態を検討する必要がある。</li> <li>●事業効果 公共交通が充実し、生活利便性が向上する。</li> </ul>	町	
ごみ減量化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 ごみの発生抑制の推進及び再生利用の促進を目指し、家庭及び地域におけるごみ減量化を奨励する。（生ごみ処理機購入に対しての補助金制度。ダンボールコンポストの無料配布〔希望応募制〕。資源集団回収への奨励金制度。）</li> <li>●事業の必要性 環境保全のため、可燃ごみとして排出されている新聞・雑紙など、資源のリサイクルに取り組み、ごみの削減に努める必要がある。</li> <li>●事業効果 ごみの量を減らすことで、二酸化炭素排出量が削減され、環境保全につながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
美化運動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町内一斉清掃（町内清掃期間）の実施や、不法投棄対策のための監視パトロールや不法投棄物撤去処理事業を行う。</li> <li>●事業の必要性 きれいな真鶴町を維持するため必要である。</li> <li>●事業効果 地域単位で清掃や不法投棄の監視に取り組むことで、衛生的で美しい町への意識向上と美しい真鶴町の維持ができる。</li> </ul>	町	
海岸美化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 海岸汚染を防止し、豊かな海の資源を守るため、海岸清掃をかながわ海岸美化財団に委託して実施する。</li> <li>●事業の必要性 海岸における良好な景観や環境の保全に努めるため必要である。</li> <li>●事業効果 海岸漂着物の集積等による環境保全への深刻な影響を未然に防ぐことができる。</li> </ul>	町	
塵芥処理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 廃棄物を抑制し、適正な分別、収集、運搬、資源化、処分等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</li> <li>●事業の必要性 廃棄物を安全かつ迅速に収集し、適正に処理することで、快適で安心できる生活環境づくりをするため必要である。</li> <li>●事業効果 快適で安心できる生活環境の維持が図れる。</li> </ul>	町	
し尿処理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 し尿汚泥を処理するため、貯留施設の維持管理を行い、処理は熱海市に事務委託をする。</li> <li>●事業の必要性 町内で発生するし尿及び浄化槽汚泥を貯留し、処理を適正に行うため必要である。</li> <li>●事業効果 快適で安心できる生活環境の維持が図れる。</li> </ul>	町	
火葬場事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴聖苑の円滑な火葬業務を遂行するため、適切な維持管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 設備及び施設を定期的に修繕することにより火葬場利用者にとって使いやすい施設が必要である。</li> <li>●事業効果 火葬業務の維持に必要な施設運営体制を確保することができる。</li> </ul>	町	
水道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 老朽管及び水道施設の整備更新工事を行う。</li> <li>●事業の必要性 漏水事故や、施設の故障等を未然に防ぐ必要がある。</li> <li>●事業効果 安全・安心な水道水が提供される。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
水道施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 水道施設を維持管理する。</li> <li>●事業の必要性 老朽化した施設、設備による事故を防ぐため必要である。</li> <li>●事業効果 安全・安心な水道水が提供される。</li> </ul>	町	
水道運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 水道事業の経営安定化を行う。</li> <li>●事業の必要性 災害や水道事故に対応できる安定した経営が必要である。</li> <li>●事業効果 安全・安心な水道水が提供される。</li> </ul>	町	
地下水対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に沿って、真鶴町の井戸水・湧水等の水量や塩水化を調査・監視し、水源としている地下水・井戸等の安全な水質保持等に努めている。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町では、町営水道をはじめ多くの方が飲用・雑用・事業用に地下水を利用しており、その貴重な水源を将来にわたって保全・再生していかなければいけないため必要である。</li> <li>●事業効果 地下水・井戸水の安全な水質保持及び災害時での活用が図れる。</li> </ul>	町	
下水道運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 下水道事業の運営に必要な事務を行う。</li> <li>●事業の必要性 下水道使用料の徴収のため必要である。</li> <li>●事業効果 一元化により経費が削減される。</li> </ul>	町	
下水道利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 自然環境及び公共用水域の保全のため、公共下水道の整備区域の接続率の向上に向けた接続勧奨の実施や、下水道事業の周知・啓発を行う。</li> <li>●事業の必要性 接続件数の増加及び環境の改善のため必要である。</li> <li>●事業効果 自然環境・生活環境の改善及び向上が図られる。</li> </ul>	町	
開発小公園管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 まちづくり条例に基づき整備された開発小公園を安全・安心に管理し、住民が楽しめる公園や広場として活用する。</li> <li>●事業の必要性 地域住民の憩いの場となるよう開発小公園の維持管理が必要である。</li> <li>●事業効果 安全・安心に過ごせる場が創出され、生活環境が向上する。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
荒井城址公園管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 都市公園法の近隣公園である荒井城址公園を管理し、住民が楽しめる公園として利活用対策を実施する。</li> <li>●事業の必要性 地域住民や真鶴町を訪れる人にとって、憩いの場となるよう荒井城址公園の維持管理が必要である。</li> <li>●事業効果 安全・安心に過ごせる場が創出され、生活環境が向上する。</li> </ul>	町	
お林展望公園管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴半島自然公園内のお林を保護し、野外活動の普及奨励等のための公園の運営を行う。</li> <li>●事業の必要性 施設の劣化や変化によって生じる事故やケガを未然に防ぐために管理が必要である。</li> <li>●事業効果 安全な公園管理を行うことで、野外活動の普及奨励の促進につながる。</li> </ul>	町	
下水道施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 下水道施設の維持管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 施設、設備による事故を防ぐため必要である。</li> <li>●事業効果 安全・安心な汚水処理が行われる。</li> </ul>	町	
町営住宅管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 公営住宅法及び真鶴町町営住宅条例に則り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</li> <li>●事業の必要性 低額所得者層に低廉な家賃で住居を提供するため必要である。</li> <li>●事業効果 生活の安定と社会福祉の増進が図られる。</li> </ul>	町	
都市計画事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 都市計画法に基づく各種制度を活用し、総合的な土地利用の規制、誘導を行う。また、地形図等をGISデータ化し、一括管理することにより事務遂行の円滑化を図るため、土木情報管理システムを運用する。</li> <li>●事業の必要性 「土地利用計画」等の施策立案に役立てられるよう、GISデータにて地形図等を管理する必要がある。</li> <li>●事業効果 事務遂行の円滑化が図られる。</li> </ul>	町	

●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
水道事業の有収率	85% ※過去5年の実績から約3%の増加を見込み目標値として算出	85% ※過去5年の実績から約3%の増加を見込み目標値として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
下水道新規接続件数	8件/年 ※過去5年の実績に接続勧奨などの広報を行い、1.3倍として算出	8件/年 ※過去5年の実績に接続勧奨などの広報を行い、1.3倍として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
ごみ減量化の推進	毎年3%の減/年 ※過去5年の増減率の平均1.34%より目標値として算出	ごみ排出量2,544 t/年 ※ごみ排出量を毎年3%の減として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
新規消防団員加入数	5人/年 ※過去5年平均3人より目標値として算出	5人/年 ※毎年の加入数の目標

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### (前期実施計画)

消防庁舎	建物の劣化状況調査での指摘事項への対応を主とした大規模改修を実施する。
第1分団消防詰所	消防団分団の再編成を進めるとともに、地域バランスや自然災害リスクを考慮した分団詰所の最適配置を検討する。
第2分団消防詰所・地下書庫	再編を検討した結果、今後とも継続使用する場合、漏水対策を含めた大規模改修を実施し、改修以降は必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
旧保健センター（第2分団車庫）	消防団分団の再編の際に集約化を検討する。
第3分団消防詰所	消防団分団の再編成を進めるとともに、地域バランスや自然災害リスクを考慮した分団詰所の最適配置を検討する。
第3分団器材器具置場	消防団分団の再編の際に集約化を検討する。
岩ふれあい館（体育館）	代替性はあるが、公共性と稼働率が低いこと、建物の劣化が著しいことなどから、校舎部分とともに廃止を検討する。
琴ヶ浜研修センター	津波災害リスクが高いこと、建物の劣化が振興し耐震性にも問題があり、また、十分に活用されていないこと、会議室としての代替性があることから、廃止についても検討を進める。
町立体育館	劣化状況調査での指摘事項への対応を含めた大規模改修を実施し、当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
荒井城址公園（トイレ）	劣化状況調査での指摘事項への対応を含む大規模改修の実施を検討し、改修後は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
お林展望公園（倉庫・物置）	廃止を検討する。
お林展望公園（管理棟）	建物の劣化状況調査での指摘事項への対応を主とした大規模改修を実施する。
真鶴聖苑	劣化状況調査での指摘事項に対応しつつ、計画的保全による維持管理を図り、目標使用年数を迎えるまでできるだけ長く使用する。
町営住宅（長坂）	計画的な保全による維持管理を図り、できるだけ長く使用する。
町営住宅（馬場）	入居者が退去した時点で建物は除却し、住宅の集約や転用による複合化施設整備を検討する。
海外引揚者住宅	入居者が退去した時点で建物は除却し、敷地は有効活用を図る。
真鶴中継ポンプ場（下水道）	当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。

## 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 高齢者福祉

真鶴町の高齢化率は、非常に高く今後さらに上昇し、令和7(2025)年には45.9%になるものと予測されます。後期高齢者数は、平成29(2017)年度に前期高齢者数を超え、以降も増加し続け、4人に1人が後期高齢者という年齢構成となります。要介護等認定者数については、後期高齢者数の増加に伴い増加し続け、令和7(2025)年度には町民の12人に1人が認定者になるものと予測されます。

一人暮らし世帯の方、高齢者のみの世帯の方が増え、坂道の多い地形からも単独での外出が難しい高齢者が増えることが予測されます。公的なサービスだけでなく、住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるように町独自の支援体制が急務と言えます。

#### ② 児童福祉

真鶴町では現在待機児童はいないものの今後、保育需要は多様化していくことが想定され、女性の社会進出が進み、子育て家庭が求める保育サービスニーズは増加することが考えられます。また、子育て家庭が抱える生活上の課題を解決するためには、気軽に相談できる環境の整備が求められています。一方、子育てに関する様々な情報が子育て家庭や、職場や、地域に対し十分に提供されることも求められています。

近年、真鶴町における出生数は年20人を下回るなど、健全な人口構成を保つためには移住促進政策とともに、子育て環境の整備が必要です。

#### ③ 障がい児者福祉

真鶴町の人口の推移をみると減少傾向がみられますが、障がい児者数については緩やかに増加していく傾向があり、障がい者の高齢化が進んでいます。

町内には障がい児者を支える障害福祉サービス提供事業所や、障がい児者を受け入れる就労移行支援事業所などがなく、他市町の事業所に依存しており、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行などの支援や体制づくりが不可欠です。

障がい児者に対する社会の理解も高まり、社会参加は拡大しつつありますが、社会的、経済的、心身的ハンディキャップにより、自立に向けた地域での生活には難しい面もあります。

誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するためには、地域での自立に向けた社会参加を促す支援体制の確保が必要です。



#### ④ 保健衛生

真鶴町の国民健康保険での治療疾患を見ると生活習慣から起因する心臓病・高血圧などの循環器疾患が多い状況があります。さらに全国平均と比べて喫煙率や塩分摂取率が高く、特定健康診査やがん検診の受診率が低めであることもその要因の1つであると考えられます。

また、高齢化が進む中で認知症発症予防の重要性も増しており、脳血管疾患を予防することはこれを起因とする認知症の予防にもつながります。

町民一人一人が健康状態を知り、自らの生活習慣を見直し、一層の発症予防・重症化予防・介護予防に取り組むことが重要となります。

現在、健康診査事業は、真鶴町民センター等を利用して実施していますが、受診体制と環境の整った健康診査等が実施できる核となる拠点の確保が求められるところです。

### (2) その対策

#### ① 高齢者福祉

町民が住み慣れた地域で生活を継続できる地域包括ケアシステムの構築を行うことが重要です。「1 在宅医療・介護連携の推進」、「2 認知症施策の推進」、「3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「4 高齢者の居住安定に係る施策」との連携が重点事項であり、特に「3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」については、真鶴町社会福祉協議会との連携による町独自の有償ボランティア制度のさらなる普及とともに、高齢者の移送など町民をサポートする体制の整備を進めていきます。

#### ② 児童福祉

多様な保育ニーズに対応したサービスを提供できる環境を整備していくことにより、子育て家庭が安心して仕事と子育ての両立ができることを目指し、不安や悩みを気軽に相談できる環境の整備、町内の保育所、幼稚園、学校、医療機関及び関係機関での情報交流の充実、児童が地域の中で自由に遊べ、安全に過ごせる場を整備していきます。

出産、子育てに関しては、安心して出産できるよう出産準備事業や相談事業を推進していくとともに、健康診査の場や幼稚園・保育園の心理士による巡回訪問を活用した子育てに関する相談体制の充実を図り、食生活に関する学習の機会や情報の提供、思春期の男女に対する性感染症予防等に関する相談・情報提供に努めるとともに、小児医療費や3歳未満の保育料の無償化など子育て支援の充実を図ります。

また、児童虐待の未然の防止を図るため、要保護児童対策地域協議会の機能強化による、相談体制の充実、調整専門員の新たな配置による関係機関との連携強化を図り、迅速で適切な対応を行い、経済基盤が不安定な傾向がある家庭に対する経済的支援を進めます。

### ③ 障がい児者福祉

障がい児者の自立と社会参加に向け、住み慣れた地域や社会の中でともに暮らし、様々な社会参加ができるよう、福祉、介護、保健、医療、教育、雇用などの各機関と連携し、総合的な施策を推進するための相談支援体制を整えるとともに地域生活支援事業、障害者地域生活サポート事業の充実を図ります。

近隣市町に所在する事業所を利用する際の送迎に対する支援と真鶴町社会福祉協議会が実施する通所交通費助成事業に対する支援の充実を図ります。

また、広域的に実施することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、より大きな課題については、国や神奈川県との連携の下に総合的な施策の推進を図ります。

### ④ 保健衛生

真鶴町では平成25(2013)年度に「真鶴町健康づくり計画（第2次）・食育推進計画」を策定しています。

この計画は、真鶴町と町民が一体となり生活習慣病を予防し、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上に努め、健康寿命の延伸と健やかで心豊かに生活できることを目指しています。これは、将来の医療や介護にかかる費用の削減にもつながっていくものと考えます。

また、健康診査体制の整備とともに「保健事業のお知らせ」や広報などにより健康診査や各種予防講習会を周知するとともに、個人負担の減免を実施することにより受診しやすい環境となるよう努めていきます。

なお、健康診査等拠点の確保については、町内施設の整理・整備と合わせて総合的に判断していきます。

(3) 計画

●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

**持続的発展施策区分 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
妊婦・母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 妊娠を希望した時から切れ目なく、母子とその家族が健やかな成長と発達を遂げられるよう支援するための、特定不妊治療費補助事業、妊産婦や乳幼児の健康診査事業、産後ケア事業及び乳児・幼児教室、巡回相談等の母子保健事業並びに養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対する医療の給付を行う。</li> <li>●事業の必要性 少子化に歯止めをかけるためにも、妊婦・母子のケアは必要である。</li> <li>●事業効果 妊娠期間中及びその後の育児への困り感を早期に把握することができ、母子とその家族が健やかな成長と発達を遂げることに資することができる。</li> </ul>	町	
健康推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 健康増進法に基づき、各種健康教育を実施することにより生活習慣病予防に関する普及啓発や改善を行う。</li> <li>●事業の必要性 生活習慣病予防のため必要である。</li> <li>●事業効果 日常生活の改善により生活習慣病が予防される。</li> </ul>	町	
健康診査・予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 予防接種法又は結核予防法に基づいて実施する事業及びがん・心臓病・脳血管障害等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見・早期治療につなげ、各個人の身体の様子を知る機会とするための各種健康診査事業を行う。</li> <li>●事業の必要性 感染症対策及び生活習慣に起因する疾患を早期発見及び早期治療につなげるため必要である。</li> <li>●事業効果 各個人が予防接種を受けることで、集団免疫による感染症の蔓延防止につながる。</li> </ul>	町	
食生活改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 健康の保持増進を図るため、栄養・運動・休養についての実践促進を行う。</li> <li>●事業の必要性 食生活の改善による健康の保持及び増進を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 食生活の知識を普及啓発することにより未病の促進につながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
自殺対策強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」の策定及び計画を実施する。（当初計画は令和元(2019)年度から令和5(2023)年度）</li> <li>●事業の必要性 誰も自殺に追い込まれることのない町を実現するため必要である。</li> <li>●事業効果 町内者の自殺者を発生させないことができる。</li> </ul>	町	
健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 後期高齢者の生活習慣病等の重症化予防のために実施する健康診査業務及び運営を行う。</li> <li>●事業の必要性 健康診査等により後期高齢者の健康寿命を延ばすため必要である。</li> <li>●事業効果 健康寿命を延ばすことにより、要介護者等の人数が減る。</li> </ul>	町	
国民健康保険運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 国民健康保険の資格、給付等に係る業務を行う。</li> <li>●事業の必要性 国民健康保険制度の円滑な運用を行うため必要である。</li> <li>●事業効果 国民健康保険制度が円滑に運用される。</li> </ul>	町	
特定健康診査等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 疾病に対する事前の措置として、未然に防止、あるいは早期発見により重症化、長期化を防ぎ健康の保持増進を図るための特定健康診査、特定保健指導を実施する。</li> <li>●事業の必要性 疾病の早期発見により、重症化や長期化を防ぎ、医療費の抑制を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 疾病の早期発見により、重症化や長期化を防ぎ、医療費が抑制される。</li> </ul>	町	
保健普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 医療費の適正化を目的として、被保険者に対して、負担した医療費を把握し、健康意識の向上を促すために医療費通知を発送する。また、医療費の自己負担の軽減と、医療費の適正化を目的としてジェネリック差額通知を発送する。</li> <li>●事業の必要性 健康意識の向上及び医療費の抑制を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 健康意識の向上及びジェネリック医薬品の普及が図られる。</li> </ul>	町	
疾病予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 怪我や病気を減らすことで医療費を抑制するため、傷病に対する事前の措置として、未然に防止、あるいは早期発見により重症化、長期化を防ぎ健康の保持増進を図る。</li> <li>●事業の必要性 怪我や病気の防止及び傷病の早期発見による重症化、長期化を防ぐため必要である。</li> <li>●事業効果 傷病の未然防止及び早期発見につながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
介護サービス給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 介護保険法の資格、給付等に係る業務を行う。</li> <li>●事業の必要性 要介護・要支援等認定者が在宅や施設で生活するため必要である。</li> <li>●事業効果 要介護・要支援認定者が安全・安心に生活できる。</li> </ul>	町	
社会福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町社会福祉協議会の活動を支援し、運営の安定化を図ることで、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など地域福祉の推進を図る。また、福祉団体に対して補助を行うことにより、当事者による組織的な活動によって、各団体の自立と社会参加を図るとともに、会員相互の親睦を深め、生活の安定を図ることで福祉の向上に寄与する。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町社会福祉協議会への支援は、行政のできない事業を展開するため必要である。また、福祉団体の補助については、組織的な活動を展開するため必要である。</li> <li>●事業効果 地域福祉の推進が図られる。</li> </ul>	町	
社会福祉管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 社会福祉法第107条に則り、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みづくり、地域福祉行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題に向け自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進するための「地域福祉計画」の作成及び中間評価を行う。</li> <li>●事業の必要性 「地域福祉計画」の評価については、行政、事業者、地域住民の福祉への関わり度合を計ることができ、強化すべき事業、課題が明らかになることから必要である。</li> <li>●事業効果 地域福祉の現状や課題が明らかになり、効果的な取り組みが推進される。</li> </ul>	町	
人権啓発活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 基本的人権が侵犯されることがないように人権擁護委員に対して活動助成を行う。また、人権思想の普及高揚に努めるため、啓発活動を行い幼稚園・保育園児、児童生徒等へのいじめを含む人権侵害等の差別のない世界に向け、幼少期より各発達年齢に応じて人権の大切さを学ぶ機会を設ける。</li> <li>●事業の必要性 人権侵害等の差別のない世界を達成するには、学齢児童や成人向けに講演会等を行うことが効果的であることから必要である。</li> <li>●事業効果 人権の大切さを理解した住民が増加する。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
児童福祉施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 児童に健全な遊びの場を整備し、健康の増進や情操を豊かにすることを目的として、利用者や町民の意見を反映させた、ちびっこ広場、どんぐり公園及び子育てサロンを設置、管理運営する。</li> <li>●事業の必要性 既存の児童公園の在り方、存続等を見直す中で必要性の有無を検証しており、子育てサロンについては、保育園、幼稚園未就園の保護者の集いの場となっていることから必要である。</li> <li>●事業効果 児童の健康増進と情操を豊かにすることに寄与している。</li> </ul>	町	
児童福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 ひとり親家庭等に対し、医療費助成を行うことによって、精神的かつ経済的負担を軽減し、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</li> <li>●事業の必要性 ひとり親家庭等の経済的援助のため必要である。</li> <li>●事業効果 ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。</li> </ul>	町	
保育園運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 法に基づき保育支給認定子どもに係る保護者に対し、保育に要した費用について施設型給付費を支給するもの。条例に基づき民間保育所運営費を支給するもの。保育の質の向上を目指し、民間保育園に対し指導監査を実施する。</li> <li>●事業の必要性 民間保育所の運営には施設型給付費給付は必要不可欠。民間保育所運営費の補助は、保育の質の向上のため必要である。</li> <li>●事業効果 適正に給付費を支給しており、保育の質・量ともに確保されている。</li> </ul>	町	
子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができるよう支援を行う。</li> <li>●事業の必要性 学童保育は、就業世帯の子どもの預かりの場として必要であり、事業を実施する事業者に補助するため必要である。</li> <li>●事業効果 就業世帯の子どもの預かりの場が適正に提供されている。</li> </ul>	町	
障害者福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 在宅障がい児者の日常生活等を支援するため施策を広域市町村との連携において実施する。また、心身障害者福祉団体の実施する事業及び活動に対して支援を行う。</li> <li>●事業の必要性 広域的な事業展開のため、当該事業の支出は必要である。また、重度障害者の医療費の助成は、日常生活等を支援するため必要である。</li> <li>●事業効果 在宅障がい児者の日常生活を支援している。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
障害者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 障害者総合支援法に基づく総合的な支援となる自立支援給付及び地域生活支援事業に関する給付並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する給付を行う他、障害福祉サービスを利用する場合に必要な障害支援区分の認定に必要な意見書の作成、認定調査の委託、認定審査会の開催等を行う。また、町長による成年後見制度の申立手続きに関する費用等の支援をする。</li> <li>●事業の必要性 障がい児者の生活を支援するため必要である。</li> <li>●事業効果 障がい児者の自立に資するものとなっている。</li> </ul>	町	
高齢者福祉施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 高齢者の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他の事業に自主的かつ積極的に参加できるための老人憩いの家(真崎荘、風外堂)を設置し、これを管理するもの。高齢者に対して各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設として老人福祉センターの運営を行う。</li> <li>●事業の必要性 地域の高齢者の集いの場を確保するため必要である。</li> <li>●事業効果 地域の高齢者のコミュニケーションが図られる。</li> </ul>	町	
高齢者福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 長寿を祝って高齢者思想の啓蒙普及に資することを目的とした事業(敬老会)、在宅の要介護老人に対し、介護保険以外のサービスを提供する事業、高齢者の安定した雇用の確保の促進、定年退職者やその他の就業の機会の確保を図るため設置された真鶴町いきがい事業団に対する補助金の交付、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を目的に老人クラブへの助成を行う。</li> <li>●事業の必要性 高齢者に対し、町として様々な支援を行うため必要である。</li> <li>●事業効果 高齢者に対する福祉を実現している。</li> </ul>	町	
看護小規模多機能型居宅介護施設運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 令和2(2020)年4月1日より真鶴町国民健康保険診療所（以下町立診療所という。）を活用し、介護度が重度の方でも在宅生活の継続ができるように町指定管理による「看護小規模多機能型居宅介護施設」を開設し、その経費を計上している。施設では、要介護認定を受けた方が在宅生活を継続するために、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に受けることができる。</li> <li>●事業の必要性 「地域福祉計画」で掲げる「家に住むのではなく、町に住む」を実現するため必要である。</li> <li>●事業効果 介護給付費において、施設サービス費の低下を実現している。</li> </ul>	町	



事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
介護認定審査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 介護保険制度の運営の1つとして、保険者にて要介護認定に関し、①認定事務（認定調査の実施・委託、主治医意見書作成依頼、旅費等）、②介護認定審査会の開催（委員報酬、研修経費）を行う。</li> <li>●事業の必要性 介護保険法を遵守し、運営するため必要である。</li> <li>●事業効果 適正な介護保険事業が実施できている。</li> </ul>	町	
介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 高齢者の介護予防を目的に要支援者が利用する各種介護予防サービス(訪問型、通所型等)の国保連への支出や町が行う各種介護予防教室運営、評価等事業(人件費含む)及び真鶴町社会福祉協議会に委託し、町内で展開している「地域サロン」運営を行う。</li> <li>●事業の必要性 高齢者のフレイル予防を実施するため必要である。</li> <li>●事業効果 介護認定率を抑制している。</li> </ul>	町	
地域包括支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援サービス体制整備事業及び認知症総合支援事業、町の任意事業として、成年後見制度利用支援事業、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業及び認知症サポーター等養成事業を行う。</li> <li>●事業の必要性 多種多様な高齢者の相談に対し、多職種連携が必要なため必要である。</li> <li>●事業効果 地域包括ケアシステムの構築を実現している。</li> </ul>	町	
介護予防支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 指定介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費収入により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員へプラン作成の委託を行う。</li> <li>●事業の必要性 高齢者のフレイル予防を実施するため必要である。</li> <li>●事業効果 地域包括ケアシステムの構築を実現している。</li> </ul>	町	
介護保険管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 介護保険事業の運営に係る介護保険料で賄うことができない事務費。また、3か年間で1期として「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定をする。</li> <li>●事業の必要性 介護保険法に基づき、運営するため必要である。</li> <li>●事業効果 適正な介護保険事業の運営が図られる。</li> </ul>	町	
介護保険賦課徴収事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 介護保険料を賦課徴収する（徴収に関わる手数料、電算業務委託料）。</li> <li>●事業の必要性 介護保険法に基づき、運営するため必要である。</li> <li>●事業効果 適切な介護保険料の納付を実現している。</li> </ul>	町	



●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
公園等利活用の実現	1 箇所/年 ※町内唯一の都市公園である荒井城址公園を利活用の実現場所として設定	1 箇所/年 ※町内唯一の都市公園である荒井城址公園を利活用の実現場所として設定

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
特定健診受診率	42% ※過去の受診者数の実績と特定健診対象者の見込から毎年2%の上昇を目標値として算出	42% ※過去の受診者数の実績と特定健診対象者の見込から毎年2%の上昇を目標値として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
待機児童数	0 人 ※「子ども子育て支援計画」における目標で、神奈川県においても目標としているものを設定	0 人 ※「子ども子育て支援計画」における目標で、神奈川県においても目標としているものを設定

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
相談件数に対する支援件数	100% ※各年度末一市三町障害者相談支援事業における相談支援数に対して全支援件数を目指し設定	100% ※各年度末一市三町障害者相談支援事業における相談支援数に対して全支援件数を目指し設定

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
介護保険認定率	20%以下 ※全国平均、神奈川県平均を超えないことを目標に上昇する高齢化率の中で認定率を20%以下にすることを設定	20%以下 ※全国平均、神奈川県平均を超えないことを目標に上昇する高齢化率の中で認定率を20%以下にすることを設定

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### (前期実施計画)

岩ふれあい館（体育館）	代替性はあるが、公共性と稼働率が低いこと、建物の劣化が著しいことなどから、校舎部分とともに廃止を視野に入れ、岩地区周辺の公共施設全体の在り方を検討する。
旧岩小学校（校舎部分・貸館・グラウンド）	併設の岩ふれあい館とともに廃止を視野に入れ、岩地区周辺の公共施設全体の在り方を検討する。 敷地（グラウンド）については、当該施設周辺は土砂災害リスクが高い地域であり、付近に一定の広さの土地の確保が困難なことから、引き続き指定緊急避難場所として活用する。
老人憩いの家真崎荘	法的設置義務付け施設であり、今後も機能は維持「風外堂」を集約し、他施設へ移転による複合化を図り、当該建物は廃止を検討する。
老人憩いの家真崎荘（浴場）	老人憩いの家真崎荘と同様に廃止を検討する。
老人憩いの家風外堂	法的設置義務付け施設であり、今後も機能は維持「真崎荘」を集約し、他施設へ移転による複合化を図り、当該建物は廃止を検討する。
旧保健センター（貸館）	利便性が良い立地のため、施設の在り方を検討した上で、建物の改修や建替えにより新たな活用方法を検討する。
旧保健センター（第2分団車庫）	消防団分団の再編の際に集約化を検討する。
ひまわりの家	行政が運営主体として関与すべき施設であるが、関係団体に譲渡も視野に入れ検討する。
老人福祉センター	必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図り、目標使用年数を迎える令和25(2043)年頃に建て替えを検討する。

## 第8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 診療施設

真鶴町には現在、一般診療所2か所、歯科診療所2か所があります。町立診療所については、公設民営による安定した診療所運営と経営の健全化を図るために平成25(2013)年8月より指定管理者制度を導入しています。また、神奈川県の中でも高齢化が進む地域であることから、外来診療や在宅医療の充実はもちろん、健康づくり事業や介護予防などの健康増進や疾病予防も含めた地域医療体制の充実を図る必要があります。さらに、入院医療費が全国平均・神奈川県平均と比べても高く、重症化してから医療機関にかかっている現状があることから、今後かかりつけ医の啓発及び在宅医療を積極的に行っていく必要があります。このような課題の解決には保健・福祉・医療・介護の効率的な連携を行うことが必要となります。入院施設のない真鶴町においては、広域連携のネットワークの形成も必要です。

なお、築後約20年が経過している町立診療所については施設の老朽化等が課題となっており、また高齢者が多いことから、来所する手段として送迎車の確保も課題となっています。

#### ② 救急医療

医療機関が少ない真鶴町では、一次救急医療体制として急病患者の医療体制を確保することを目的とした休日急患の業務を地域の医師会を通じて町内医療機関に依頼し、また、平日夜間及び夜間を含む休日における急患を受け入れる小田原市休日・夜間急患診療所や、休日の歯科急患を受け入れている小田原市休日急患歯科診療所それぞれに対し、利用実績に応じた経費負担を行っています。

二次救急医療体制としては、病院群輪番制運営事業により毎日2か所の医療施設による受け入れ体制を維持しています。

## (2) その対策

### ① 診療施設

町立診療所については、安心して適切な医療が受けられるよう、診療体制の整備や運営支援を行います。具体的な対策として、持続的な医師確保対策として神奈川県と連携し自治医科大学を卒業した医師の継続派遣の確保に努めます。町民一人一人が様々な健康不安に対して、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むための啓発や健康づくりを推進するとともに、早期発見・早期治療へつなげる健康診査や保健事業の充実に努め、心身の状況に合わせたリハビリテーションやトレーニングを行い医療費の抑制を図ります。持続的な医師確保と24時間365日いつでも在宅医療に対応するために医師住宅の整備を検討します。また、在宅医療を積極的に行っていく中では、湯河原町の医療機関との連携も今後検討していきます。

### ② 救急医療

一次、二次の救急医療体制の維持に努めていくとともに、町内や近隣の市町にある医療機関との連携の強化を図ります。

(3) 計画

●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

**持続的発展施策区分 7 医療の確保**

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
後期高齢者医療事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 神奈川県後期高齢者広域連合が実施する後期高齢者医療保険業務及び運営にかかる町負担金。</li> <li>●事業の必要性 高齢者医療保険制度の適正な運営のため必要である。</li> <li>●事業効果 高齢者医療保険制度の適正な運営がされている。</li> </ul>	町	
後期高齢者医療運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 後期高齢者医療保険料の賦課、徴収等にかかる経費。</li> <li>●事業の必要性 後期高齢者医療保険制度の適正な運用のため必要である。</li> <li>●事業効果 後期高齢者医療保険制度の適正な運用がされている。</li> </ul>	町	
医療費適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 国民健康保険の財政運営の安定化につながる医療費適正化のため、レセプト点検により請求内容の適正化を行う。</li> <li>●事業の必要性 国民健康保険の被保険者の適用に関する事務を適正に行うため必要である。</li> <li>●事業効果 国民健康保険の被保険者の適用に関する事務が適正化されている。</li> </ul>	町	
医療体制充実事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民の生命及び健康の保持増進のため、入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療（一次救急：初期救急）及び入院を要する救急医療を担う医療機関（二次救急医療機関）に対する運営経費の支援を行うもの。</li> <li>●事業の必要性 救急病院等の運営を支援するため必要である。</li> <li>●事業効果 各医療機関による休日急患受入体制が維持されている。</li> </ul>	町	
町立診療所施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民のかかりつけ医として地域医療の中核となる町立診療所を安心して利用してもらえるように、施設の適正な維持管理を図り、質の高い医療を提供できるよう医療機器の更新等を行う。</li> <li>●事業の必要性 町立診療所の施設及び医療機器の適切な管理運営のため必要である。</li> <li>●事業効果 町診療所における適切な診療体制が維持されている。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
町立診療所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町立診療所の運営は、医師の安定確保、質の高い医療の提供、経営の安定化等のため指定管理者制度を導入し、町民のかかりつけ医としての医療機関としての役割を果たす。</li> <li>●事業の必要性 町民のかかりつけ医としての医療機関としての役割を果たすため必要である。</li> <li>●事業効果 「患者を待つのではなく、会いに行く」体制が取れている。</li> </ul>	町	

●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
町立診療所受診率	15% ※レセプト全件数とKDBから抽出した町内医療機関のレセプト数により目標値として算出	15% ※レセプト全件数とKDBから抽出した町内医療機関のレセプト数により目標値として算出

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(前期実施計画)

町立診療所	計画的な保全による維持管理を図り、目標使用年数を迎えるまでできるだけ長く使用する。
看護小規模多機能型居宅介護施設：ナーシングホーム真鶴	計画的な保全による維持管理を図り、目標使用年数を迎えるまでできるだけ長く使用する。

## 第9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 社会教育

真鶴町では地域の教育力や豊かな自然環境など地域の特性を活かして青少年・成人・高齢者の各層を対象に多様な学習機会の提供を行っています。また、多くの文化団体・社会体育団体の拠点施設である町民センターや町立体育館を中心に定期的な活動を行い、町民文化祭やスポーツ大会等を通して日頃の活動の成果を発揮するなど充実した生涯学習活動が行われています。

一方で、地域の教育力を構成する人材や文化団体・社会体育団体の構成員の高齢化が進み、事業の企画立案や団体の運営が困難になってきている側面があり、活動を休止する団体も出てきています。これに伴い、町民センターや町立体育館の利用者数・収入が減少傾向にあるとともに、老朽化した施設の改修が課題となっています。また、地域の文化の発信拠点である町立中川一政美術館・町立遠藤貝類博物館、町の歴史や伝統、文化等の資料について触れることのできる明治25(1892)年築造の建物である真鶴町民俗資料館（旧土屋邸）（以下、町民俗資料館という。）等、老朽化した施設の改修が必要となっています。

#### ② 学校教育

真鶴町の学校施設は、幼稚園が1園、小学校が1校、中学校が1校となっています。

真鶴町の教育の特徴として、「ふるさと教育」を推進しています。さらに、「12年間の子どもの育ちの連続を大切にされた教育」をすべての教育施策の土台とし、その教育の実現に向けて取り組んでいます。

人口減少・少子化により児童生徒数が減少していく中で、町の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、学校の小規模化等の課題に対応した学校の魅力化の推進に努めるなど教育内容の一層の充実を目指した教育環境の整備が必要です。

施設面では、すべての施設で築年数が40年程度を経ており、老朽化による修繕費が増加しています。安全・安心な教育環境の充実に向けて、計画的に整備を図っていく必要があります。

学校給食については、小学校では完全給食が実施され、中学校では完全給食が未実施となっています。

## (2) その対策

### ① 社会教育

町民の多様なニーズに対応するため、地域特性を活かした学習機会の提供や他地域との連携による体験学習の場を創出します。また、指導者の育成に積極的に取り組み、地域の教育力の充実を図ります。文化団体や社会体育団体の育成については、自主運営がなされるよう支援・助言を行う体制を構築するとともに、成人や若年層の参加を促進し、新たな学習者の掘り起こしを図ります。

社会教育施設については、効率的な施設運営を図るため、特に町立体育館においては広域相互利用を促進することで、町立中川一政美術館・町立遠藤貝類博物館においては教育普及事業を充実させることで、新規の利用者・来館者の獲得に努めます。老朽化した施設については「個別施設計画」に基づき、計画的に施設の改修や備品を整備することにより長寿命化と利便性の向上を図ります。

### ② 学校教育

少子化の進展に伴う学校の小規模化の課題に対応するための対策の中心として、ICT教育の推進を図ります。すべての学年が単級となった場合、小・中学校の9年間、学級編制がない教育環境の中で、子どもの人間関係が固定化されること、見方や考え方が内向きになること等が懸念されます。これらの課題を改善し、グローバルな考え方の中で将来の真鶴町の発展に主体的に関わる子どもを育てるため、また、より発展的な授業を実施するために、タブレット、電子黒板等のICT機器を活用した教育を推進していきます。これらのICT教育の推進のために、機器の整備を行っていくとともにカリキュラムの作成や教員の研修を行います。

また、今後、学級数の減少に伴い教員数が減少していく中で、小規模校として、よりきめ細かな指導を実施し、真鶴町ならではの教育環境を検討していきます。

施設については「個別施設計画」に基づき、計画的に整備することにより施設の長寿命化を図りつつ、建替えや複合化の検討を行っていきます。また、中学校給食について、実施に向けて検討を行っていきます。



(3) 計画

●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

**持続的発展施策区分 8 教育の振興**

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
教育委員会庁用車管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 教育委員会事務局専用庁用車の効率的運用と適正な管理を実施するとともに、事故防止に努め、庁用自動車の維持管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 教育関係の様々な事業において使用するため必要である。</li> <li>●事業効果 教育関係専用車として稼働率が高く、教育事業等の達成に寄与している。</li> </ul>	町	
教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 幼稚園、小中学校、教育委員会が魅力ある学校教育を目的に、教育振興を図る。</li> <li>●事業の必要性 「ICT教育推進事業」「幼小中連携事業」等の学校教育の魅力化に資するため必要である。</li> <li>●事業効果 各種事業実施による教育の振興、魅力化が推進されている。</li> </ul>	町	
学校運営活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 学校関係者評価委員会、学校評議員等により学校運営の活性化を行う。</li> <li>●事業の必要性 保護者、PTA役員、学校評議員、地域住民、学識経験者、民生委員等の外部の方による意見が必要である。</li> <li>●事業効果 教職員と保護者・地域住民が学校運営の現状と課題について共通理解を深め、相互で連携することで、学校運営の改善が促進される。</li> </ul>	町	
英語力向上推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 小中学校の英語力向上を目的として、ALT(外国語指導助手)による小学校外国語、中学校英語科の指導等を行う。</li> <li>●事業の必要性 グローバル化が進展する社会で生きる人づくりに向けて児童生徒の英語によるコミュニケーション能力、英語力の向上を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 幼稚園・小学校・中学校の英語に係る教育活動が充実される。</li> </ul>	町	
教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 児童生徒等の学校生活に係る不安や諸課題等を解消するため、不登校、校内支援室、校内での相談、校外での教育支援センター事業等の教育相談体制を整備する。</li> <li>●事業の必要性 児童生徒の様々な悩み等に対応するため各種相談体制の充実が必要である。</li> <li>●事業効果 不登校等の児童生徒の予防的対応が実施されている。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
小学校備品購入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 小学校における授業、施設環境の充実を図るための管理・運営用備品、教師・児童用図書を購入する。</li> <li>●事業の必要性 学校で使われる各種教材は、子どもたちの教育効果を高め、児童の基礎的・基本的な学習理解を助けるため必要である。</li> <li>●事業効果 計画的な教材の整備による教育活動が充実している。</li> </ul>	町	
小学校情報教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 小学校におけるICTを活用した教育の推進を図るためのICT教育、校務の情報化を推進する。</li> <li>●事業の必要性 「GIGAスクール構想」の実現により、ICTを活用した教育がより一層必要である。</li> <li>●事業効果 多様な子どもたち一人一人の資質・能力を一層確実に育成できる教育やICT環境が実現される。</li> </ul>	町	
小学校施設改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 小学校施設の適正な維持管理のために改修を行う。</li> <li>●事業の必要性 「学校個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき予防保全的かつ計画的な改修が必要である。</li> <li>●事業効果 小学校施設の適正かつ快適な環境整備が実現している。</li> </ul>	町	
小学校教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 まなづる小学校における教育振興を図るための特色ある学校づくり事業、クラブ活動事業、校内研究事業、学力向上実践研究事業。</li> <li>●事業の必要性 学校に応じた特色ある学校づくり事業等の実施により魅力ある学校づくり推進するため必要である。</li> <li>●事業効果 児童のたくましい体と豊かな心の育成、開かれた学校と地域連携など、特色ある学校づくりが推進されている。</li> </ul>	町	
小学校給食事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 学校給食が児童の心身の健全な発達に資するため、まなづる小学校給食を実施する。また、SDGsの観点から学校給食の残食率の低下、食品ロスの低減に取り組む。</li> <li>●事業の必要性 学校給食が児童の心身の健全な発達、食育の推進を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 適正な衛生管理、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力が養成されている。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
中学校備品購入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 中学校で使用する管理・運営用備品、教師・生徒用図書を購入する。</li> <li>●事業の必要性 学校で使われる各種教材は、子どもたちの教育効果を高め、生徒の基礎的・基本的な学習理解を助けるため必要である。</li> <li>●事業効果 計画的な教材の整備により教育活動が充実している。</li> </ul>	町	
中学校情報教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 中学校におけるICT教育、校務の情報化を推進する。</li> <li>●事業の必要性 「GIGAスクール構想」の実現により、ICTを活用した教育がより一層必要である。</li> <li>●事業効果 多様な子どもたち一人一人の資質・能力を一層確実に育成できる教育やICT環境が実現している。</li> </ul>	町	
中学校購買事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 中学校昼食（弁当）に係る保護者負担を軽減することを目的として、校内でパンの販売を行う事業。</li> <li>●事業の必要性 完全給食が未実施の状況であることから、給食実施までの間必要である。</li> <li>●事業効果 弁当が作れない場合等に保護者の負担が軽減している。</li> </ul>	町	
中学校施設改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 中学校施設の適正な維持管理のために要する改修を行う。</li> <li>●事業の必要性 「学校個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき予防保全的かつ計画的な改修が必要である。</li> <li>●事業効果 中学校施設の適正かつ快適な環境整備が実現している。</li> </ul>	町	
中学校教育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴中学校における教育振興を図るための生徒指導事業、部活動事業、進路指導事業、校内研究事業、地域交流活動事業、ふるさと教育事業、学力向上を行う。</li> <li>●事業の必要性 学力向上実践研究事業等の実施により魅力ある学校づくりを推進していくため必要である。</li> <li>●事業効果 中学校での小中一貫教育推進等を実施したことにより、学力の定着、教育課程の円滑な実施がされている。</li> </ul>	町	
中学校給食事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 学校給食が生徒の心身の健全な発達に資するため、真鶴中学校給食の実施の実現に向け検討を行う。</li> <li>●事業の必要性 生徒の心身の健全な発達に資するため。また、食育の推進を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 適正な衛生管理、生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力の養成が行われている。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
幼稚園施設改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 幼稚園施設の適正な維持管理のために改修工事を行う。</li> <li>●事業の必要性 「学校個別施設計画（長寿命化計画）」に基づき予防保全的かつ計画的な改修が必要である。</li> <li>●事業効果 幼稚園施設の適正かつ快適な環境が実現している。</li> </ul>	町	
幼稚園備品購入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 幼稚園で使用する管理・運管用備品、教師・園児用図書の購入を行う。</li> <li>●事業の必要性 子どもたちの教育効果を高めるため、また、園児の保育活動を行うため必要である。</li> <li>●事業効果 計画的な教材の整備により教育活動の充実を図られる。</li> </ul>	町	
幼稚園マイクロバス管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 幼稚園・小学校等で使用するスクールバスの効率的運用と適正な管理を実施するとともに、事故防止に努め、スクールバスの維持管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 幼稚園の園児、小学校の児童の登下校等の送迎を行うため必要である。</li> <li>●事業効果 安全な園児、児童の登下校等の送迎が実現している。</li> </ul>	町	
幼稚園振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 ひなづる幼稚園の教育振興を図るための園内保育研究を行う。</li> <li>●事業の必要性 幼稚園での食育、季節・伝統行事等の園内保育研究に資するため必要である。</li> <li>●事業効果 食育、季節・伝統行事、参考資料購入事業等の実施により園内保育研究が推進されている。</li> </ul>	町	
社会教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 社会教育法に基づき社会教育委員（会議）を設置し、社会教育に関する調査研究を行うため社会教育事業へ参画し、教育委員会に助言をする役割を果たす。定例会は年間4回開催している。</li> <li>●事業の必要性 町民の主体的学習活動を推進し、学習機会の充実を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 社会教育委員から改善点等の提言を貰い、より効果的な事業が展開されている。</li> </ul>	町	
生涯学習事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 成人としての心豊かな生活を求め、くらしに生きる知識と教養を高める契機とし、生涯学習の学習機会の拡充を図ることを目的とする。</li> <li>●事業の必要性 各世代が必要とする生涯学習事業を展開するため必要である。</li> <li>●事業効果 生きがいややりがいを感じて生涯学習に取り組み、が町の活性化につながっている。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
公民館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民への生涯学習に触れるきっかけ作りを提供する公民館教室を開催し、公民館利用者の増加及び社会教育関係団体の増加を図る。また、利用者が快適に利用できるよう設備の改修を実施する。</li> <li>●事業の必要性 地域交流の場の拠点となり得る公民館が自主的な事業を展開し、地域コミュニティを生み出し、地域の絆を強化するため必要である。</li> <li>●事業効果 地域コミュニティが生まれることで、地域の活性化が図られ、人と人のつながりが強化されることで、防犯や減災にも効果が期待できる。</li> </ul>	町	
美術館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 文化勲章受章者の中川一政画伯のコレクション等を保存・管理、調査・研究し、作品展示や教育普及活動などを通して広く一般に中川画伯の功績や芸術世界について伝えるとともに、美術知識の普及と文化教養の向上を図るため、美術館を管理・運営する。</li> <li>●事業の必要性 美術館は、文化活動と芸術活動の拠点となり、観光資源としての役割も担うため必要である。</li> <li>●事業効果 来館者の美術や文学などの芸術分野への興味関心を引き出すとともに、町の学校教育や生涯学習の推進にも寄与する。また、観光分野との連携により町の活性化にも貢献する。</li> </ul>	町	
美術館施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 作品の保存・管理、調査・研究、展示のため、適正な施設の維持管理を図る。</li> <li>●事業の必要性 美術館は、中川一政画伯を中心とした美術作品を通じた文化活動の拠点となる場所であるため、維持管理が必要である。</li> <li>●事業効果 美術館施設や美術館で所蔵している美術作品を持続的に保全し、町の社会教育・生涯学習と観光に貢献する。</li> </ul>	町	
図書館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民が生涯にわたって学習する意欲を高め、自主的な学習活動ができるように、資料の収集・充実・整理を進めるとともに、町民のニーズに応え、誰もが使用しやすい図書館づくりを進める。子どもの読書活動及び家庭読書の推進を図るため、それぞれの年齢にあった図書をそろえ、また、子どもと本を結びつけるような活動を行う。</li> <li>●事業の必要性 町民が自主的な学習を行える環境を提供するため必要である。</li> <li>●事業効果 世代を問わず町民が必要とする分野について、学習できる環境を提供することで、知識や興味を深め、生きがいを持ち、豊かな人生を送る助けとなることが期待できる。また、人材の育成にもつながり、社会の発展に寄与することも期待できる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
貝類博物館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 遠藤晴雄氏のコレクション等を保存・管理・展示するとともに、貝類その他の海洋生物を通じ、真鶴町の自然資源の豊かさと自然保護の普及啓発を図るため、博物館を管理・運営する。</li> <li>●事業の必要性 博物館は町内の自然に関する文化活動と教育活動の拠点であり、町外からの来訪者を誘致する観光資源としての役割もあるため必要である。</li> <li>●事業効果 来館者の自然に対する興味を引き出し、知的好奇心を充足させる。町民の生涯学習の向上と、町を訪れる来訪者の増加に寄与する。</li> </ul>	町	
貝類博物館施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 収蔵品を保存・管理・展示するとともに、真鶴町の自然資源の普及啓発を図るため、適正な施設の維持管理を図る。</li> <li>●事業の必要性 町の自然に関する文化活動を継続的に発展させ、次代に引き継ぐために拠点の維持管理が必要である。</li> <li>●事業効果 博物館の文化・教育活動の質を高めるとともに、利用者にとっての利便性を向上させ、町の教育と観光に寄与する。</li> </ul>	町	
海の学び教育普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町の海の自然を社会教育に結び付けるための情報誌の発行及びイベントを開催する。また、海の自然を町の財産として保全・活用していくための協議体制の構築を図り、海の保全・活用と真鶴半島の活性化を結びつける。</li> <li>●事業の必要性 町のアイデンティティである海により親しみ、学ぶ機会を確保するとともに、海の持続可能な保全のため必要である。</li> <li>●事業効果 海を町の財産として保全するための共通認識を育み、海を活かした種々の活動を促すきっかけとなる。</li> </ul>	町	
海の学校事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進を目的に町内外の学校団体を対象に自然体験プログラム「海の学校」を実施し、真鶴半島の磯の生物観察やプランクトン観察の指導を行う。また、海の学校を利用する団体に事前・事後の出張講義を実施することで学習内容を深め、継続的な来町に結び付ける。</li> <li>●事業の必要性 真鶴の海の自然を活かした独自性の高い事業であり、体験を通じて町の海の魅力を実感する機会を提供するため必要である。</li> <li>●事業効果 海に対する知識や姿勢が参加者に深く定着するとともに、町外からの利用者に対しては、町を再訪する機会となっている。</li> </ul>	町	



事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
学校等体育施設 開放事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 学校施設開放及びまなづる小学校プール開放、岩ふれあい館体育館の活用を通し、町民のスポーツ振興に寄与することを目的とする。</li> <li>●事業の必要性 町民の健康増進のため運動のできる場所の提供を行うため必要である。</li> <li>●事業効果 日々の健康増進や憩いの場となっており、町民の健康に寄与している。町民同士のつながりが生まれたり強化されることが期待できる。</li> </ul>	町	
スポーツ推進委員事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民のスポーツ振興を推進するため、事業実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。</li> <li>●事業の必要性 町内の体育活動を振興し、町民の健康増進を図り明るいまちづくりに寄与するため必要である。</li> <li>●事業効果 町のスポーツとしてニュースポーツの周知、機会の提供、普及を担い、町民への浸透が期待できる。</li> </ul>	町	
社会体育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 活気の溢れる元気なまちづくりを目的に、町民を対象に体力の向上を図り、住民相互の親睦とスポーツの習慣化を推進する。</li> <li>●事業の必要性 老若男女問わず楽しめるスポーツの推進は、健康で元気なまちづくりに寄与する手段となるため必要である。</li> <li>●事業効果 多くの町民がスポーツに親しみを持つことで、様々な世代や地域の交流ができ、スポーツの習慣化が期待できる。</li> </ul>	町	
各種スポーツ大会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 多世代が集い、健康で明るく楽しいまちづくりを目的として、町民を対象に体力の向上を図り、住民相互の親睦とスポーツの習慣化を推進する。</li> <li>●事業の必要性 老若男女問わず町民が参加でき、町民同士の交流や親睦、スポーツの習慣化、町の活性化を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 様々な世代との交流や親睦、スポーツの楽しさを知ってもらう機会として認知され、幅広い年齢層でスポーツに親しむ場となることが期待できる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
町立体育館施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民の心身の健全な発達に寄与することを目的に、体育及びスポーツ等の振興を図り、施設を安全に利用するため、適切な管理・運営を行う。</li> <li>●事業の必要性 町の体育活動と健康増進活動を進展させる拠点となることから、継続的に発展させ、次世代に引き継ぐために維持管理が必要である。</li> <li>●事業効果 日々の健康増進及び憩いの場となっており、町民の健康に寄与している。</li> </ul>	町	
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 より多くの子どもたちに体験を通じた学びの場を提供し、青少年の健全育成を図るとともに、関係団体への財政的支援を行う。</li> <li>●事業の必要性 青少年の非行防止、健全育成を図るために地域ぐるみで町民が一体となり、各種団体が町と連携して青少年育成事業を展開するため必要である。</li> <li>●事業効果 地域ぐるみで青少年健全育成に努めることで、地域の教育力の強化が図られ、青少年がどの方向を見ても町民が寄り添う体制の構築が進展する。</li> </ul>	町	
地域学校協働活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 地域の方が子どもたちと交流できるスクールサポーター事業、放課後子どもいきいきクラブ事業、土曜教室事業などを実施することで、町全体で子どもたちを育成するとともに、学校や地域の教育環境の魅力向上を図る。</li> <li>●事業の必要性 子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、地域と学校が一体となって子どもたちの居場所を作ることで、縦・横・斜めのつながりを構築し、子どもたちにとっていつでもどこでも町民とつながれるような環境を創出するため必要である。</li> <li>●事業効果 地域や学校が連携して子どもたちの居場所を創出することにより、子どもたちが安心して過ごせる環境を提供できる。</li> </ul>	町	
幼児家庭教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 子育て学級（座学、コミュニケーション講座）を通じ、親子のコミュニケーションの取り方や家庭での教育力向上を図る。</li> <li>●事業の必要性 家庭教育が教育の基本であることから、子育て世代に子育てに関する情報交換を行える場や、知識を習得できる場を提供するため必要である。また、親子間の関係の希薄化が叫ばれていることから、家庭でのコミュニケーション能力の向上を図るため必要である。</li> <li>●事業効果 子育て世代が集まれる場を提供することで、世代間の結びつきを強めることができ、地域がそこに協力することで、地域ぐるみで子育てを支援する町を体現できる。</li> </ul>	町	



事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の普及啓発を図る。</li> <li>●事業の必要性 互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するため必要である。</li> <li>●事業効果 町民の男女共同参画の理念に関する理解や意識の普及啓発を図れる。</li> </ul>	町	
人権教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 人権講演会を開催し、人権に対する啓発、意識の向上を図る。</li> <li>●事業の必要性 様々な人権問題を知ることで、年齢・性別・障がいの有無等に関係なく、誰もが互いに協力してともに生きる地域社会を築くことが重要であり、町としてそうした土壌を醸成するため必要である。</li> <li>●事業効果 人権尊重のまちづくりにつながり、町民の人権意識が高まることで、心豊かに生活することが期待できる。</li> </ul>	町	
町民センター施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民センターは、公民館と老人福祉センターの複合施設であり、公民館では住民に対する教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る。老人福祉センターでは、高齢者に対する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町の教育活動と健康増進活動を進展させる拠点となることから、継続的に発展させ、次世代に引き継ぐために維持管理が必要である。</li> <li>●事業効果 教育活動と健康増進活動の質を高めるとともに、利用者にとっての利便性を向上させることで、町の教育と健康増進に寄与する。</li> </ul>	町	

●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
幼小中連携教育の保護者等評価値	3.7点以上 ※幼小中の過去4年平均値3.3点を基に毎年0.1点上昇を目標値として算出	3.7点以上 ※幼小中の過去4年平均値3.3点を基に毎年0.1点上昇を目標値として算出

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
体験学習参加人数	200人/年 ※放課後子どもいきいきクラブ、土曜教室、おもしろ体験隊、夏休み子どもフェスティバルの令和元(2019)年度参加者または登録者の合計の10%増を目標値として算出	200人/年 ※放課後子どもいきいきクラブ、土曜教室、おもしろ体験隊、夏休み子どもフェスティバルの令和元(2019)年度参加者または登録者の合計の10%増を目標値として算出

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(前期実施計画)

町立体育館	劣化状況調査での指摘事項に対応しつつ、計画的保全による維持管理を図り、目標使用年数を迎えるまでできるだけ長く使用する。
中川一政美術館	外壁の修繕など、大規模改修を実施し、目標使用年数を迎えるまで、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
ひなづる幼稚園	当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図る。
まなづる小学校(校舎)	当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図り、今後の更新等に合わせて対応する。
真鶴中学校(校舎)	当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図り、今後の更新等に合わせて対応する。
真鶴中学校(体育館)	当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図り、今後の更新等に合わせて対応する。
公民館	当面は、必要最小限の投資により安全性の確保と機能維持を図り、今後の更新等に合わせて対応する。
図書館	経済性に課題があるため、図書館での事例が多い指定管理制度の導入も含め検討する。
遠藤貝類博物館	計画的保全による維持管理を図り、目標使用年数を迎えるまでできるだけ長く使用する。

## 第10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

真鶴町の面積は7.05km<sup>2</sup>で、相模湾に面し、北部は山間部となっており、全域が起伏に富み、限られた可住地にコンパクトなまちが形成されています。町を北部と南部に分断するようにJR東海道線と国道135号が東西に走り、駅の南北をつなぐ手段が課題となっています。

また、公共交通空白地域が存在し、買物、通院及び公共施設利用などといった日常生活や社会生活に不可欠な移動を円滑に行うことができるよう「町民の移動手段」を確保することが必要です。

さらに、近年は移住者も増えつつあり、多様な価値観やライフスタイルの下、自治会への加入率が低下傾向にある自治会が出てきています。少子化、高齢化、人口減少が進む中で、自治会に期待される役割は大きいことから、円滑な活動に向けて支援していくことが求められています。

### (2) その対策

交通弱者の移動手段の確保、JR東海道本線で分断される北側地域と南側地域をつなぐ車道の整備等による地区のネットワーク形成を推進し、日常生活支援機能を確保するとともに、真鶴町まちづくり条例や美の基準が大切にする豊かな自然や懐かしさ溢れる生活風景の魅力を活かした集落整備や、空き家・空き店舗の有効活用による移住・交流を推進する集落整備を行います。

また、積極的な地域づくりと集落の活性化への人材育成を図るため、集落支援員や地域おこし協力隊の活用について検討します。

### (3) 計画

#### ●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

#### 持続的発展施策区分 9 集落の整備

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
自治会活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町自治会連合会及び各地区自治会を支援する。</li> <li>●事業の必要性 防災や地域の見守り活動などにおいて、自治会の担う役割は大変大きいものの、近年は担い手不足や高齢化により組織が弱体化していることから、活動の活性化を行う必要がある。</li> <li>●事業効果 真鶴町自治会連合会が、必要な事業を実施するため様々なサポートを行うことにより、防災・防犯など地域に資する活動が図られる。</li> </ul>	町	
地区集会所維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町民の福祉の増進と文化の向上を図るため、「宮ノ前地区集会所」及び「岩地区集会所」を設置し、施設の適切な維持・管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 移設や統合を検討する必要があるものの、地域コミュニティ活動の拠点施設である集会所の維持は、行政として大切な地域支援活動のひとつであるため必要である。</li> <li>●事業効果 自治会・子ども会・地域サロン等の活動拠点が提供される。</li> </ul>	町	
空家等対策推進事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 空き家の提供希望者と利活用希望者をつなげる仕組みとして、空家バンク（仮称）等の事業を推進する。「特定空家」を含めた空家等の適切な管理や利活用を促進し、発生を抑制することで良好な生活環境の確保や地域の活性化を図る。</li> <li>●事業の必要性 空き家の解消と利活用による移住・産業振興等のため必要である。</li> <li>●事業効果 治安の改善や良好な住環境の整備、利活用による移住・定住や新しい商売の創出、関係人口の拠点等が整備される。</li> </ul>	町	

#### ●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
空家等利活用【再掲】	12件 ※空家バンク事業によるマッチング成立3件/年により算出	15件 ※左記算出に基づき3件追加

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### (前期実施計画)

旧コミュニティ真鶴	美の基準の具現化施設であるものの、施設機能が公民館と重複すること、建物の劣化がそれほど進行していないこと、公共施設としての重要度が低いことから、民間への譲渡を検討する。
宮ノ前地区集会所	大規模改修の実施時期であるが、津波災害リスクが高いため、大規模改修を実施せずに移設を検討する。
岩地区集会所	自然災害リスクが非常に高い場所であるため移転が必要となるが、付近には、集会機能を有する公民館があるため、公民館への機能移転の可能性について検討する。

## 第11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

国指定重要無形民俗文化財の「貴船まつり」や多くの町指定重要文化財があり町民に親しまれています。さらに真鶴町重要伝統文化行事保護規則を制定し、町内の伝統的な文化行事の指定を行い保護に努めています。しかし、文化財の中には経年的な劣化が進行し修復等が必要なものがあり、今後はその数が増加することが予測されます。特に町民俗資料館は老朽化が進み、建物の保存方法の検討や、津波被害リスクの低い地域への移築等の検討などが課題となっています。

さらに、少子高齢化や人口が減少していく中で伝統的な文化行事の後継者の育成も大きな課題となっています。

### (2) その対策

町民俗資料館や文化財の保存、改修は、優先順位を決めて取り組んでいきます。伝統文化行事の後継者の育成は、それぞれの伝統文化行事の実行委員会等と連携して町民全体で後継者の育成を図っていきます。

### (3) 計画

#### ●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

#### 持続的発展施策区分 10 地域文化の振興等

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
文化行政事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 公民館等で活動している文化関係団体を支援することで日頃の活動の成果を発表できる場として町民文化祭を開催し、多くの町民に文化的活動の促進を図る。また、夏休みに小中学生を対象とした絵画コンクールを実施し、町の郷土や文化に触れる機会を増やす。</li> <li>●事業の必要性 町民憲章に定められている「教養を高め、文化の香り高い豊かな町にしましょう。」を体現するために、日頃から文化活動を積極的に展開する社会教育関係団体等に活動の成果の発表の場を提供することで、知識や技術を次代に引き継ぐ必要がある。</li> <li>●事業効果 日頃の活動の成果の発表の場を提供することで、文化活動を行っている方々に生きがいややりがいを感じてもらうことが町の活性化につながる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
文化財保護活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町の歴史を物語る重要な町指定文化財を後世に残すため現状調査を行い、保存・管理し、それを整理した上で、社会教育並びに学校教育活動、町の活性化のための観光資源として活用する。</li> <li>●事業の必要性 町内にある文化財は、町の歴史について直接知ることのできる貴重な資料であるため、維持・保存していく必要がある。</li> <li>●事業効果 文化財を訪ね歩く観光客は多く、町の歴史、文化を知ってもらう貴重な観光資源になりうる。</li> </ul>	町	
町民俗資料館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 文化財として、価値の高い町民俗資料館を町内の歴史・郷土等を紹介するための施設として管理・運営を行う。</li> <li>●事業の必要性 町内に伝わる文化、伝統、産業、歴史について知ることのできる施設であり、今後も維持管理していく必要がある。</li> <li>●事業効果 町民や観光客に町の文化、歴史について広く触れられる。</li> </ul>	町	

●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
町民俗資料館入館者数	550人/年 ※町民俗資料館の令和元(2019)年度入館者数の10%増を目標値として算出	550人/年 ※町民俗資料館の令和元(2019)年度入館者数の10%増を目標値として算出

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(前期実施計画)

町民俗資料館	劣化状況調査での指摘事項に対応しつつ、施設の必要性や目指す姿を明確にし、建物の保存方法の検討や、津波被害リスクの低い地域への移築等も検討する。
--------	---

## 第12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

近年、猛暑や豪雨被害など、地球温暖化が原因とされる気候変動による異常気象が深刻化しており、今後、さらなる温室効果ガスの増加によって、その事象は頻繁化・激甚化していくことが予測されています。

温室効果ガスは二酸化炭素やメタンなど7種類あります。このうち、二酸化炭素は化石燃料の焼却などによって膨大な量が人為的に放出されており、我が国が排出する温室効果ガスの約9割を占めています。

地球温暖化対策として、平成27(2015)年のパリ協定では世界の平均気温上昇を産業革命（18世紀中頃から19世紀初頭）以前に比べて2℃より十分低く保ち（2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）が示されました。この目標は、国際的に広く共有され、平成28(2016)年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の公共施設を含む業務その他部門における二酸化炭素排出量約40%削減が目標とされています。

また、平成30(2018)年度に公表された国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、産業革命後の気温上昇を1.5℃に抑えるためには、「令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」にする必要があることが示されています。

真鶴町では、国の「地球温暖化対策計画」に即した「真鶴町地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉」を令和3(2021)年4月に新たに策定し、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で温室効果ガス排出量40%削減を目標としています。

また、環境省では、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることに取り組むことを表明した地方公共団体をゼロカーボンシティとして国内外に発信しており、真鶴町では「美しい真鶴町」を後世に引き継ぐことができるよう、町民・行政・事業者が一体となり、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロに向けて挑戦する旨を「真鶴町ゼロカーボンシティ宣言」として令和3(2021)年4月14日に表明しました。

今後は、この計画目標の達成に向けて全庁体制で取り組む必要があり、また避難施設をはじめ、公共施設においては災害時にも使用できる再エネ電源の確保が急務だと捉えています。また、宣言の内容の実現に向けて町全体で、二酸化炭素排出量の削減に努める必要があります。



## (2) その対策

真鶴町地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉において、目標としている「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で温室効果ガス排出量40%削減」を達成するため、複数の公共施設において、すでに省エネルギー設備の導入を進めていることから、今後は導入した省エネルギー設備の運用改善を重点的に実施し、更なるエネルギーの効率的な利用を図ります。

再生可能エネルギー等の導入では平成26(2014)年度にまなづる小学校体育館に太陽光発電と蓄電池を導入したところですが、今後も温室効果ガスの更なる抑制を図るため、他の公共施設への導入拡大を図り、環境負担の少ない再生可能エネルギーの効率的な利用を推進します。

その他にも、再生可能エネルギー等の導入を推進するため、町民に向けた住宅用太陽光発電導入促進事業補助金を継続して実施します。

環境配慮型の公用車の利用促進として、公用車の更新時にハイブリッドなどの燃費性能の優れた自動車や電気自動車（EV）の積極的な導入により、温室効果ガスの更なる抑制を推進します。

公共施設等での対策では町職員の日常的な行動として、節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮行動を推進することにより、温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

また、「真鶴町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向け、具体の構想を示すため、真鶴町の現状を把握するとともに、持続可能で強靱な地域社会、かつ、脱炭素社会の実現に資する方策を明確にする「地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉」を策定し真鶴町の進むべき道筋を立て、町全体で取り組みます。

### (3) 計画

#### ●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

#### 持続的発展施策区分 11 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
二酸化炭素排出量削減事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 二酸化炭素排出量を削減するため、町有施設への再エネ・省エネ設備の導入・検討や町民の再エネ設備導入への設置費補助を行う。</li> <li>●事業の必要性 世界的な問題となっている気候変動による異常気象等の頻繁化・激甚化を抑えるため、その原因とされている温室効果ガスの排出量の抑制を図る必要がある。</li> <li>●事業効果 町民の環境保全に対する意識の向上、再生可能エネルギーの積極的な利用、令和32(2050)年カーボンニュートラル達成により、地球にやさしく環境負荷の少ない循環型社会が形成される。</li> </ul>	町	

#### ●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
エネルギー起源二酸化炭素排出量（t-CO2）	1,175 t-CO2 ※真鶴町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標値による。	1,146 t-CO2 ※真鶴町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標値による。

t-CO2（二酸化炭素トン）

二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出、吸収、貯蔵等の量を、相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位。

出典：国立環境研究所ホームページ

## 第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ① 行財政運営

長引く景気の低迷や、産業構造の変化、少子高齢化等により、真鶴町の財政状況は厳しい状況にあり、地方分権の進展、町民ニーズの多様化により行政需要は高まり、町財政を一層厳しいものとしています。

財政状況としては、歳入に至っては、少子高齢化による町税の減収はもとより、安定収入として見込まれていた山間部に存在する採石場の町有土地貸付料については、近年、採石場での岩石採取事業の完了による貸付地返還件数の増加に伴い、減少の一途をたどっています。また、観光業においては、レジャーの多様化により観光客が減少し低迷している状況にあります。これらが、町歳入の減少の一因となっており、先行きの不透明感に伴う歳入の確保が行財政運営上の課題となっています。

また、人口減少問題に対応するためには「第5次真鶴町総合計画」や「第2期真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等で位置付けられた町が目指す方向性をより具体化し、スピード感を持って実行に移すとともに、真鶴町がこれまで未着手であった大きな課題を解決するため、長期的な視点での構想を具体化し事業に着手することが求められています。このような状況に対応するため、財政面だけでなく、町民ニーズへの対応や過疎からの脱却を目指すための業務増加に伴う職員の人員確保が、今後の新しい課題となることが予想されます。

#### ② 広域行政の推進

真鶴町では、事務の効率化や負担の軽減を目的とし各種業務を広域行政事業として実施しています。特に隣町の湯河原町とは、し尿処理、火葬場、消防・救急、下水道、水路改修、ごみ処理、共有土地管理など多岐にわたる事業を進めています。

今後も適切な経費負担の下、より効率的に取り組み、一層の充実と多様な地域間連携を図ることが必要となっています。

## (2) その対策

### ① 行財政運営

将来に向け、町有財産全体について公共的・公益的目的で整備・活用計画を検討し、売却、貸付けによる財源確保の他、移住促進・雇用の創出に資する事業を展開し税収の増加を図るなど、安定的な財源の確保を目的とした施策を推進します。

業務が増加する中で町民ニーズに柔軟で効率よく対応できる体制の構築を進め、サービスの低下を招くことがないように組織の合理化・効率化を図るとともに、スクラップアンドビルドにより時代に即したサービスを提供できるよう努めます。

真鶴町が進めている4つの活性化グランドデザイン（真鶴駅周辺・真鶴港周辺・岩漁港周辺・真鶴半島）を早期に具現化し「第5次真鶴町総合計画」に基づく、真鶴町の将来を創造するための、中・長期的な取り組みを着実に実施するため、安定した財政基盤の確立、効率的な財政運営に取り組むものとします。

また、平成29(2017)年度に策定した「学校教育の魅力化推進計画」や「社会教育の魅力化推進計画」を実行し、子育て支援及び少子化や学校の小規模化に対応できる真鶴町独自の教育を推進します。

神奈川県に対しては、町道及び下水道整備について、真鶴町としての事業内容等の整理を行った上で、将来的な代行制度の活用についての協議を進めるとともに、職員の人員確保の手段の1つとして交流職員の派遣についての要望を積極的に行います。

### ② 広域行政の推進

広域行政については、事務負担の軽減、経費削減を図りつつ、住民のニーズの多様化に対応できるよう、関係自治体との連携強化に努め、機能強化と充実を図ります。

(3) 計画

●事業計画（令和3(2021)年度～7(2025)年度）

**持続的発展施策区分 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項**

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
庁舎維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 行政サービスの拠点である真鶴町役場庁舎を適切に環境整備するための事務事業を行う。</li> <li>●事業の必要性 通常時の行政サービスの拠点、災害時の防災の拠点となることから必要である。</li> <li>●事業効果 庁舎を拠点に行政サービスの提供が図られる。</li> </ul>	町	
議場等改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町政の根幹である議会の運営にあたり、議場等の改修により議会運営環境の改善を図る。</li> <li>●事業の必要性 議場自体のレイアウト変更や現在共有しているマイクをパーティション設置時の個別マイク化により感染症対策の推進を行うため、議場等機能の改善が必要である。</li> <li>●事業効果 個別マイクの設置等により感染症対策が図れることや、議場等の再整備で、より効果的・効率的な議会運営が図れる。</li> </ul>	町	
議会備品購入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町政の根幹である議会の運営にあたり、備品購入により議会運営環境の改善を図る。</li> <li>●事業の必要性 購入から50年近くたっている机・イス等の備品購入（更新）が必要な時期が来ているため必要である。</li> <li>●事業効果 老朽化した議場等の備品更新を行うことで、より一層の効果的・効率的な議会運営が図れる。</li> </ul>	町	
庁用車管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町が所有する庁用自動車及び庁用原動機付自転車の効率的運用と適正な管理を実施し、活動の能率向上を図るとともに事故防止に努め、庁用自動車等の維持管理を行う。</li> <li>●事業の必要性 適切な維持管理は、車両の故障を未然に防ぎ、安全確保につながるだけでなく、車両本体の長寿命化及びコストの削減に資するものであるため必要である。</li> <li>●事業効果 適切に管理することで、事故を減らし、職員及び住民の安全を守ることができる。適正な車両台数を把握できるため、不要な車両を削減することができ、車両維持管理経費の削減に結びつく。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
町有土地貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町有土地の貸付収入について、納付書の発送、貸付料の徴収、共有土地に係る収入分の湯河原町への支払いなどを行う。</li> <li>●事業の必要性 町有土地の貸付収入を得るため必要である。</li> <li>●事業効果 町有土地の貸付収入を安定して得ることが可能となる。</li> </ul>	町	
公有財産維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 町所有の普通財産(土地及び建物)について、適切な維持管理を図る。</li> <li>●事業の必要性 普通財産の修繕、改修を実施することで、施設の利用について支障をきたすことがないよう維持管理を行うため必要である。</li> <li>●事業効果 施設等の状態を維持し、有効活用される。</li> </ul>	町	
ふるさと応援寄附金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 ふるさと納税「真鶴町ふるさと応援寄附金」を通して、町外の方に真鶴町を応援してもらうとともに、返礼品を通して、町内事業者の収益向上につなげていく。</li> <li>●事業の必要性 財源の1つとして事業実施が必要である。</li> <li>●事業効果 財源確保及び町内事業者の収益向上が図られる。</li> </ul>	町	
地籍調査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 土地の境界に関する諸問題の解決や財産の保全等を目指して、所有者・地番・地目や土地境界等を調査し地籍を整備する。</li> <li>●事業の必要性 住民の財産を保全し、境界に関する問題を解決するため必要である。</li> <li>●事業効果 地籍の明確化を図り、町民の財産を保全することができる。</li> </ul>	町	
まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 真鶴町らしい美しい眺めを継承するため、まちづくり条例や景観法に基づく制限による景観誘導を行うとともに、「美の基準」の学習機会の提供を行い、住民の意識啓発を図る。</li> <li>●事業の必要性 将来にわたり美しい眺めを継承するため、「美の基準」の意識啓発が必要である。</li> <li>●事業効果 真鶴らしい景観を維持することができる。</li> </ul>	町	

事業名（施設名）	事業内容等	事業主体	備考
広報事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 「広報真鶴」や町ホームページなどの媒体を活用し、住民の町政に対する関心を高め、住民と行政が力を合わせてまちづくりを推進するため、住民によりの確に町政情報を提供する。また、町外に対して真鶴町の情報を発信し関係人口を増加させる。</li> <li>●事業の必要性 真鶴町と住民をつなぐパイプ役として、日々更新される様々な情報を適切に町民に伝えることは、真鶴町で生活するため必要である。</li> <li>●事業効果 真鶴町が行う行政サービスをより多くの人に利用してもらうことで、住民の生活向上に寄与する役割や、住民に町政を理解してもらうためのツールとしての役割が期待される。</li> </ul>	町	
広聴事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容 「町長への手紙」や移動町長室を実施することで、住民から広く意見や提案などを聴取し、町政へ住民の声を反映させる。</li> <li>●事業の必要性 行政と住民の協働によるまちづくりの実現のためには、住民が行政に意見や提案をしやすい環境を整備することが必要である。</li> <li>●事業効果 住民から幅広く意見等を聴取し町政へ反映させることで、住民目線での行政サービスの提供につなげることができる。</li> </ul>	町	

### ●目標値

	総合計画 (目標：令和6(2024)年度)	過疎計画 (目標：令和7(2025)年度)
ホームページページビュー数 【再掲】	80,000件/年 ※google analyticsの過去実績の 10%増加見込み算出	80,000件/年 ※google analyticsの過去実績の 10%増加見込み算出

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

### (前期実施計画)

真鶴町役場庁舎	劣化状況調査での指摘事項への対応や、起こりうるリスクを勘案した維持管理を図りつつ、今後必要となる大規模な老朽化対策や機能の向上について、建て替え及び大規模改修の両方の面から検討を行う。
---------	--

事業計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）過疎地域自立促進特別事業分【再掲】

事業名（施設名）	事業内容等		
	持続的発展施策区分	参照ページ	
ふるさと町民登録事業	1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	P19	
地方創生推進事業		P19	
空家等対策推進事業		P19	
サテライトオフィス推進事業		P20	
移住定住推進事業		P20	
森林保全事業	2 産業の振興	P25	
松くい虫被害対策事業		P25	
ナラ枯れ被害対策事業		P25	
水産振興事業		P25	
岩ガキ生産販売推進事業		P26	
漁港管理事業		P26	
真鶴魚座運営事業		P26	
農業振興事業		P26	
有害鳥獣対策事業		P26	
農道管理事業		P27	
産業・文化振興事業		P27	
石材振興事業		P27	
商工振興事業		P27	
観光連携事業		P28	
観光振興事業		P28	
海水浴場運営事業		P28	
観光宣伝事業		P28	
観光施設管理事業		P29	
真鶴産業活性化センター管理事業		P29	
ケーブル真鶴運営事業		P29	
岩漁港周辺地区整備事業		P29	
真鶴半島地区整備事業		P29	
真鶴駅前駐輪場管理運営事業		P30	
真鶴駅周辺地区整備事業		P30	
情報化推進事業		3 地域における情報化	P33
情報システム共同利用事業			P33
情報センター真鶴運営事業			P33
デジタルトランスフォーメーション推進事業	P34		
戸籍住民基本台帳事業	P34		



事業名（施設名）	事業内容等	
	持続的発展施策区分	参照ページ
交通安全施設整備事業	4 交通施設の整備、交通手段の確保	P36
道路管理事業		P36
道路整備事業		P37
街灯管理事業		P37
土木管理事業		P37
真鶴駅前駐輪場管理運営事業【再掲】		P37
港湾管理事業		P37
真鶴港周辺地区整備事業		P38
真鶴駅周辺地区整備事業【再掲】		P38
急傾斜地崩壊対策事業		5 生活環境の整備
防災訓練事業	P44	
防災備蓄事業	P44	
防災情報システム管理事業	P44	
避難行動支援事業	P44	
防犯対策事業	P45	
消費生活事業	P45	
消防団運営事業	P45	
消防車両管理事業	P45	
消防施設等管理事業	P45	
消防事務委託事業	P46	
交通安全対策事業	P46	
交通安全指導車管理事業	P46	
公共交通推進事業	P46	
ごみ減量化対策事業	P46	
美化運動事業	P47	
海岸美化事業	P47	
塵芥処理事業	P47	
し尿処理事業	P47	
火葬場事業	P47	
水道整備事業	P47	
水道施設維持管理事業	P48	
水道運営事業	P48	
地下水対策事業	P48	
下水道運営事業	P48	
下水道利用推進事業	P48	
開発小公園管理事業	P48	
荒井城址公園管理事業	P49	
お林展望公園管理事業	P49	
下水道施設維持管理事業	P49	
町営住宅管理事業	P49	
都市計画事業	P49	

事業名（施設名）	事業内容等		
	持続的発展施策区分	参照ページ	
妊婦・母子保健事業	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P55	
健康推進事業		P55	
健康診査・予防接種事業		P55	
食生活改善推進事業		P55	
自殺対策強化事業		P56	
健康診査事業		P56	
国民健康保険運営事業		P56	
特定健康診査等事業		P56	
保健普及事業		P56	
疾病予防事業		P56	
介護サービス給付事業		P57	
社会福祉推進事業		P57	
社会福祉管理事業		P57	
人権啓発活動事業		P57	
児童福祉施設管理事業		P58	
児童福祉推進事業		P58	
保育園運営事業		P58	
子ども・子育て支援事業		P58	
障害者福祉推進事業		P58	
障害者自立支援事業		P59	
高齢者福祉施設管理事業		P59	
高齢者福祉推進事業		P59	
看護小規模多機能型居宅介護施設運営事業		P59	
介護認定審査事業		P60	
介護予防・日常生活支援総合事業		P60	
地域包括支援事業		P60	
介護予防支援事業		P60	
介護保険管理事業		P60	
介護保険賦課徴収事業		P60	
後期高齢者医療事業		7 医療の確保	P65
後期高齢者医療運営事業			P65
医療費適正化事業			P65
医療体制充実事業			P65
町立診療所施設管理事業			P65
町立診療所運営事業	P66		

事業名（施設名）	事業内容等	
	持続的発展施策区分	参照ページ
教育委員会庁用車管理事業	8 教育の振興	P69
教育振興事業		P69
学校運営活性化事業		P69
英語力向上推進事業		P69
教育相談事業		P69
小学校備品購入事業		P70
小学校情報教育推進事業		P70
小学校施設改修事業		P70
小学校教育振興事業		P70
小学校給食事業		P70
中学校備品購入事業		P71
中学校情報教育推進事業		P71
中学校購買事業		P71
中学校施設改修事業		P71
中学校教育振興事業		P71
中学校給食事業		P71
幼稚園施設改修事業		P72
幼稚園備品購入事業		P72
幼稚園マイクロバス管理事業		P72
幼稚園振興事業		P72
社会教育事業		P72
生涯学習事業		P72
公民館運営事業		P73
美術館運営事業		P73
美術館施設管理事業		P73
図書館運営事業		P73
貝類博物館運営事業		P74
貝類博物館施設管理事業		P74
海の学び教育普及事業		P74
海の学校事業		P74
学校等体育施設開放事業		P75
スポーツ推進委員事業		P75
社会体育事業		P75
各種スポーツ大会事業		P75
町立体育館施設管理事業		P76
青少年健全育成事業		P76
地域学校協働活動推進事業		P76
幼児家庭教育事業		P76
男女共同参画推進事業		P77
人権教育事業		P77
町民センター施設管理事業	P77	

事業名（施設名）	事業内容等	
	持続的発展施策区分	参照ページ
自治会活動支援事業	9 集落の整備	P80
地区集会所維持管理事業		P80
空家等対策推進事業【再掲】		P80
文化行政事業	10 地域文化の振興等	P82
文化財保護活用事業		P83
町民俗資料館運営事業		P83
二酸化炭素排出量削減事業	11 再生可能エネルギーの利用の推進	P86
庁舎維持管理事業	12 その他地域の持続的発展に関し 必要な事項	P89
議場等改修事業		P89
議会備品購入事業		P89
庁用車管理事業		P89
町有土地貸付事業		P90
公有財産維持管理事業		P90
ふるさと応援寄附金事業		P90
地籍調査事業		P90
まちづくり推進事業		P90
広報事業		P91
広聴事業		P91